

令和7年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和7年9月29日（月曜日）

午前10時00分 開議

午後 2時56分 散会

○出席委員（27名）

委員長	19番	外崎勝康	委員	副委員長	11番	坂本崇	委員
	1番	須藤江利加	委員		2番	工藤裕介	委員
	3番	志村洋子	委員		4番	三浦行	委員
	6番	工藤賢生	委員		7番	竹内博之	委員
	8番	樋川篤子	委員		9番	竹浪敦	委員
	10番	成田大介	委員		12番	齋藤豪	委員
	13番	蛭名正樹	委員		14番	畑山聡	委員
	15番	石山敬	委員		16番	木村隆洋	委員
	17番	千葉浩規	委員		18番	野村太郎	委員
	20番	尾崎寿一	委員		21番	蒔苗博英	委員
	22番	松橋武史	委員		23番	石岡千鶴子	委員
	24番	三上秋雄	委員		25番	佐藤哲	委員
	26番	工藤光志	委員		27番	清野一榮	委員
	28番	田中元	委員				

○出席理事者

企画部長	神雅昭	総務部長	堀川慎一
財務部長	今井郁夫	市民生活部長	佐藤真紀
福祉部長	秋田美織	健康子ども部長	佐伯尚幸
健康子どもスポーツ局長	堀子義人	農林部長	澁谷明伸
商工部長	岩崎文彦	観光部長	白戸麻紀子
建設部長	木村和彦	都市整備部長	小山内孝紀
会計管理者	柳田尚美	上下水道部長	京野直文
教育部長	森岡欽吾	学校教育推進監	福田真実
企画課長	青山洋蔵	広聴広報課長	宮本洋
情報システム課長	齊藤弘行	財政課長	種市穂

管財課長	羽場隆文	市民税課長	秋元広美
資産税課長	田中知巳	収納課長	三上透
市民協働課長	土岐康之	市民課長	長利博子
福祉総務課長	高屋憲	障がい福祉課長	成田亜弘
介護福祉課長	工藤信康	こども家庭課長	清野悟
国保年金課長	相馬延承	健康増進課長	太田泰輔
スポーツ振興課長	若松義人	国スポ・障スポ推進課長	古山潤
国スポ・障スポ推進課長補佐	須藤華	農政課長	一戸拓利
りんご課長	伊藤昌一	農村整備課長	柴田義博
商工労政課長	佐々木幸生	文化振興課長	菊地謙太郎
道路維持課長	竹村隆史	建築住宅課長	伊藤信明
建築指導課長	熊澤靖夫	公園緑地課長	鳴海淳
会計課長	竹内伸幸	上下水道部総務課長	中村洋幸
上下水道部営業課長	福士一之	上下水道部工務課長	千葉裕朗
上下水道部水道施設課長	三上博英	上下水道部下水道施設課長	高松誠
教育総務課長	高谷由美子	学校整備課長	安田広記
学務健康課長	原直美	学務健康課長補佐	古川五月
学務健康課学務係長	中谷愛	学校指導課長	工藤利彦
教育センター所長	前田清幸	生涯学習課長	中川元伸
生涯学習課図書館・郷土文学館運営推進室長	高橋貢	中央公民館長	高森紀之
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長	熊谷義昭	博物館長補佐	川村快之
文化財課長	石岡博之		

○出席事務局職員

事務局長	西谷慎吾	次長	竹内孝行
主幹兼議事係長	蝦名良平	主査	須藤弘毅
主事	外崎容史	主事	田村宣樹
主事	飯田大空		

午前10時00分 開議

◎委員長（外崎 勝康委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達して

おります。よって、直ちに会議を開きます。

26日に引き続き、議案第99号令和6年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

10款教育費に対する質疑を続行します。

まず、創和・公明。

◎9番（竹浪 敦委員） 私からは、10款5項1目、決算書170ページにあります、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会負担金についてお伺いいたします。説明書が236ページになります。

この決算額の中に大体2500万1000円とあるのですけれども、この内訳のほうに報酬額が189万9000円、職員手当が72万円とありますが、この報酬、職員手当とかの内訳というのがどうなっているかお伺いいたします。

◎国スポ・障スポ推進課長補佐（須藤 華） 報酬の内容については、国スポ・障スポ推進課のパートタイム会計年度任用職員1名の給与となっております。また、職員手当も同様に、当課のパートタイム会計年度任用職員1名の手当となっております。

◎9番（竹浪 敦委員） パートタイムの給料ということですね。

今、この国スポ・障スポの件では非常にボランティアの話が話題に上がっていますけれども、今回の決算額の内容に、ボランティア募集に関する決算額というのも含まれているのでしょうか、お伺いいたします。

◎国スポ・障スポ推進課長補佐（須藤 華） ボランティアに関する経費につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会におきまして、令和7年1月末からボランティアの募集を開始しまして、周知活動としてホームページへの掲載、また、SNSやFMアップルウェブ行政なんでも情報、広報ひろさきなどにおいて、ボランティア募集に関する情報を提供してまいりました。

なお、市及び市実行委員会でのこれらに関する経費の支出はございませんでした。

◎9番（竹浪 敦委員） このボランティア募集

に関して、もう一つ聞きたかったのが、今、弘前市で募集したというふうにありますけれども、例えば弘前大学でも募集のメールとかは来ていますよ。その辺に関して、ただ参加したら、国スポではなく障スポだったり、どういう分野で、よく見たら集めるところが違ったりというのがあるのですけれども、その辺のすみ分けというのはどうなっているのかお伺いいたします。

◎国スポ・障スポ推進課長補佐（須藤 華） 県が募集しておりますボランティアと、市が募集しているボランティアの募集内容の違いについて申し上げます。

まず、県実行委員会では、国スポと障スポを全県でPRします広報ボランティアと、開会式、閉会式及び障スポ協議会の運営補助を行う運営ボランティアを募集しております。また、障スポに参加する選手の案内、介助、誘導などのサポートを行う大学生または大学院生の選手団サポートボランティアや、聴覚障がい者への情報支援を図る情報支援ボランティアを募集しております。

これに対しまして、市実行委員会では、国スポ競技運営のサポートをしていただくボランティアを募集しているところです。

◎9番（竹浪 敦委員） 内容が確認できたので、最後にもう1個、質疑ですけれども、今年第2回定例会で木村隆洋議員も国スポ・障スポについてお伺いしていました。たしかそのときの答弁で18人というのが当時の募集状況だったのですけれども、もう来年に迫ってきている状況で、今現在の募集人数、集まっている人数と、来年に向けて大丈夫なのかというのをお伺いいたします。

◎国スポ・障スポ推進課長補佐（須藤 華） ボランティアの登録者数ですが、現時点で40名となっております。市実行委員会では、来年の国スポの本大会に向けまして、ボランティアの目標人

数を500人として募集を行っておりまして、各協議会において必要とするボランティアの人数については、競技会場の規模や予想されます観覧者数、必要な業務などを勘案しまして、競技団体と協議しながら精査することになります。

また、県実行委員会が募集しておりますボランティアに募集する際には、市実行委員会が実施するボランティア募集への情報提供の可否について確認していることから、同意する応募者の情報が届くこととなっており、また、市実行委員会としても、本大会に向けまして募集活動を強化し、国スポへの市民参画という観点からも、多くの市民に応募していただきたいと考えております。

◎15番(石山 敬委員) 私は、10款1項3目、決算書146ページ、コミュニティ・スクール推進事業についてお伺いします。

私、個人的には、地元小学校が平成31年4月にコミュニティ・スクールを導入した時点から学校運営協議会のほうに参加しております。また、市内全ての小中学校で、たしか令和3年ぐらいに全ての学校で導入したというふうに認識しております。今、令和6年度決算ですので、何年かたちました。

ここで、近年、弘前市において、特に特徴的とも言える取組事例や成果について、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

◎学校指導課長(工藤 利彦) 学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、地域と共にある学校への転換を図るための仕組みであり、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく制度であります。

当市におきましては、全ての市立小中学校においてコミュニティ・スクールを導入し、地域と共にある学校づくりに取り組んでいるところであり

ます。

当市における取組といたしましては、全体的な傾向と同様に、地域の郷土芸能や産業等、それぞれの学区に根差した文化や地域資源に触れる体験する機会を継続して設けている学校が多く、児童生徒が郷土への誇りや愛着を持つことにつながっているものと考えております。

◎15番(石山 敬委員) コミュニティ・スクールを支える地域の方々、当然全ての事柄でも問題となっている人材の高齢化、そして担い手不足というのが全国的な問題・課題となっております。市内でも、学校のコミュニティ・スクールの協議会の会員を見ても、恐らくそういう傾向があるのかなと思っております。

今後、地域人材の確保や若い世代の参画促進について、どのような工夫をしていくのかお伺いします。

◎学校指導課長(工藤 利彦) 人材の確保につきましては、現状、各学校において地域に知見のある方や子供たちの活動に関わる方など、多様な立場の方々に声をかけております。当市におけるここ3年間の人員数の推移につきましては、学校運営協議会の委員は、令和5年度から6年度にかけて2.6%、令和6年度から7年度にかけて1.5%の減となっており、若干ながら減少率が改善されてきております。

また、学校運営協議会と学校をつなぐパイプ役である地域コーディネーターは横ばいで推移しております。一方、地域学校協働活動を担う学校支援ボランティアは増加傾向にあり、具体的な活動として、登下校の安全指導や学習支援等に取り組んでいただいているところです。

今後は、このボランティアの活用が人材確保に向けた一つの手段になるのではないかと捉えております。

◎15番(石山 敬委員) 協議会の委員がなか

なか見つからない中で、学校支援のボランティアが増えているというお話でしたが、近年、そういう学校支援ボランティアをやった学校の特徴というのは、例えば誰が主体となってやっているのかというのを紹介していただけますか。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 主体となっていくべきところは、学校運営協議会等になるかと思えますけれども、学校長と学校運営協議会、学校長もその委員ではあるのですけれども、学校長がまず学校の課題として捉えた中で、地域の方々と連携の中で、そういった人員の確保に努めているものも捉えております。

◎15番（石山 敬委員） それこそ協議会が主体となって、例えば子供たちの通学のサポートとかをやっているのは本当にうらやましいなと思っております

地域の協力が不可欠である一方で、学校現場の負担増が懸念されております。地域と学校の役割分担が不明確な場合、教職員の多忙化を助長しかねません。市として、学校と地域の協働を円滑に進めるために、どのような支援や調整を行っているのかお伺いします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 当市のコミュニティ・スクールは、学校運営の方針や学校と地域との協働活動について検討する学校運営協議会、学校と地域や保護者をつなぐパイプ役の地域コーディネーター、登下校の安全指導や学習支援等の支援活動を担う地域の学校支援ボランティアが含まれ、この3者が役割を分担しながら取り組んでおります。

具体的な例といたしましては、地域コーディネーターが学校の希望を受けて、講師となる地域住民との事前の打合せから講師依頼、実施補助まできめ細やかに支援を行い、学校の負担軽減が図られております。ただ、学校によっては取組方に違いがありますので、学校運営協議会やコーディネーター

を対象とした、市教委や県教委主催の研修会を通じて情報共有を図り、おのおのの役割を学び、活動に生かしていけるよう支援しているところであります。

◎15番（石山 敬委員） 私も個人的にはコミュニティ・スクール、ぜひ頑張っていたきたいと本当に思っております。

ただ、人事異動なので仕方ないのですけれども、校長先生、教頭先生、大体一、二年で替わって、恐らく何を協議会のほうにやってほしいとかの要望を、多分気を遣って言いにくいのかなと思っております。協議会の皆さんには、遠慮なくばんばん要望を言ってもいいと思います。なので、学校の地域をつなぐためにも、何とか協議会の充実を求めていると思います。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、10款1項3目、決算書146ページ、説明書205ページ、学校・児童生徒・家庭をつなぐ支援事業についてお伺いいたします。

昨年9月の第3回定例会一般質問でも、タブレット端末を利用した取組について質問をさせていただきました。デジタル健康観察アプリLEBER for Schoolについて、これまで学校から寄せられた意見や、現段階で分析した効果と課題についてお聞かせください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） デジタル健康観察アプリLEBER for Schoolの一つの機能である保護者用連絡機能につきましては、「朝の欠席等の電話対応の時間が軽減された」「メッセージ配信機能により印刷、丁合い、配付の手間が省けるとともに、紙代や印刷代の節約につながっている」などの感想を頂き、児童生徒用の心の健康観察機能につきましては、「子供たちが今までより体調の不良を正直に伝えやすくなった」「心の状態を把握することで子供たちへの声かけがしやすくなったと感じる」などの感想を頂い

ております。

一方で、児童生徒用の心の健康観察機能の利用状況につきましては、中学校では16校中14校において利用いただいておりますが、小学校では32校中13校にとどまっていることが当面の課題と捉えております。

教育委員会といたしましては、今年度もアンケート調査を実施し、アプリの有用性や課題、効果的な活用方法等を調査研究し、個別に学校へ情報提供を行うなど、各学校が本事業の目的に沿って円滑に運用することができるよう、引き続き進めてまいりたいと思っております。

◎3番（志村 洋子委員） 先日、不登校ジャーナリストの講演会に参加してまいりました。不登校の児童生徒を持つ保護者の実際の声として、学校へ毎日欠席の連絡をすることが非常に苦痛だとの意見が上がっておりました。このアプリ、こういった不登校児童生徒の欠席連絡において活用されているのか、また、スクールカウンセラー等への相談を希望する機能があると認識しておりますが、実際に活用された事例があるかお聞かせください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 各学校におきましては、不登校児童生徒を含め、児童生徒が欠席や遅刻、早退をする場合は、原則、学校に連絡をしていただくこととしております。しかし、電話での連絡と比較し、当アプリの欠席連絡機能を利用することで、簡単な操作で欠席等の連絡及び必要に応じてコメントを送信することができ、保護者が学校に連絡する際の時間的かつ精神的な負担が軽減されるものと捉えております。

また、当アプリは、SOSボタン機能も搭載しており、令和7年9月現在におきましては、主にいじめや友達関係、進路に関することについて、学級担任のほか、教頭先生や学年主任、養護教諭等に相談を希望した事例を把握しております。

また、悩み相談以外に、教師に対する感謝の気持ちや、学校生活においてうれしかったことや悲しかったことを伝えるなど、コミュニケーションツールの一つとして活用されたという事例も見られております。

◎3番（志村 洋子委員） まだまだ活用していない学校があるとのことですが、今後、このアプリをより一層有効活用する計画があればお聞かせください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 問題行動や不登校等、生徒指導上の諸課題の早期発見、早期対応のために、児童生徒の心身の状態の変化への気づきや相談支援のきっかけをこのアプリで行うという本来の目的に加え、例えば現在、熊の出没情報の増加に伴い、学校が緊急に保護者へ連絡をする機会が増加しているところではありますが、これまでの緊急メールシステムと比較し、手軽に情報発信ができる当アプリを活用している学校があることを把握しております。

さらに、当アプリは、教育委員会や市からも、市立小中学校の全保護者へ、PDFファイル等を添付した通知を送信できるため、これまでの学校を通した紙媒体による通知に比べ、水害や台風などの非常時や、熊の出没などの緊急性が高い事案が発生した場合には、即時性のある連絡手段としての活用ができるものと期待しているところであります。

◎3番（志村 洋子委員） 最後に意見を申し上げます。

不登校により、学習の遅れに対する不安解消のために、AIドリル、オンライン授業など、1人1台のタブレット端末で、様々な取組をしている学校が増えていると認識しております。しかし、こういった取組が保護者まで行き渡っていないこともあるようで、保護者からタブレット端末を利用した取組を希望する声が届いておりました。

様々な事情で登校が難しくなっている児童生徒への支援の事例を、保護者の耳にも届くような支援体制をお願いいたします。

次に移ります。

10款1項4目、決算書147ページ、説明書205ページ、インクルーシブ教育システム推進事業についてお伺いいたします。先日、成田委員からも質疑がありましたが、重複しないよう質疑してまいります。

説明書によると、学びの協力員派遣として137回とのことですが、この内訳をお聞かせください。

◎教育センター所長（前田 清幸） 学びの協力員の派遣の内訳です。

全ての小中学校を訪問し、主に管理職を対象に、インクルーシブ教育の理念や特別支援教育指導体制について指導・助言をする定期訪問が47回、特別支援学級の授業を参観し、指導・助言をする特別支援学級訪問が26回、学校からの要請による臨時的な訪問が4回、校内研修の講師、助言者としての訪問が3回、各校の訪問後に情報を共有するための拡大事務局会議が延べ32回、子供たちの学びの場について調査・審議をする教育支援委員会会議への出席が25回、以上の合計が137回となっております。

◎3番（志村 洋子委員） 決算説明書にある実践的研究の内容では、どのような成果が得られたのかお聞かせください。

◎教育センター所長（前田 清幸） 学びの協力員による学校への各種訪問は、定期的に会議を行い、集団づくりや授業づくり、学びの環境や指導体制等を話題とし、成果や課題を共有しております。

具体的には、児童一人一人の実態に応じ、指導のポイントを明確にした優れた授業展開や、言葉だけでの説明が長くなってしまっていて分かりやすさ

に課題がある授業など、教員に広く啓発する必要があると思われることにつきましては、その後の各校訪問時の指導・助言等に生かし、周知しているところです。

◎3番（志村 洋子委員） 最後に意見を申し上げます。

インクルーシブ教育を推進するためには、学校だけでなく、保護者や地域との連携が不可欠であると考えます。児童生徒を持つ保護者から不安を抱く声が届いたりもしておりました。学校が実施しているインクルーシブ教育を保護者の皆様にも理解してもらえるよう情報を共有し、いつでも相談に応じるような体制づくりの取組をお願いいたします。

次に移ります。

10款2項2目、決算書151ページ、説明書208ページ、小・中学校特別支援教育設備整備事業についてお伺いいたします。

この整備事業が対象となるものについて、概要をお聞かせください。

◎学務健康課学務係長（中谷 愛） 特別支援学級の学級数が増える場合や、過去3年間に同一校に同種の障がいの特別支援学級が開設されていない場合、障がいの種類に対応した教育を実施する上で必要な設備や備品を整備するため、対象となる学校に予算を配分しております。

◎3番（志村 洋子委員） 特別支援学級が増えるのはどういうケースなのかお聞かせください。

◎学務健康課学務係長（中谷 愛） その学校に開設されていない障がいの種別の児童生徒が入学または転入した場合、また、学級は同学年で編成されるのが原則となりますが、同一種別の障がいの児童生徒の数の合計が8人以上となる場合にも1学級増えます。

◎3番（志村 洋子委員） この事業で整備された備品・設備が、特別な支援を必要とする児童生

徒の学習効果や学校生活にどのような影響または効果を与えたのか、具体的な事例をお聞かせください。

◎学務健康課学務係長（中谷 愛） 各学校において、学級開設に伴い、必要な備品や児童生徒の特性に応じた教材などを選んでおります。例えば、授業で使用するための実物投影機やプロジェクター、体幹を鍛えるためのバランスボールなど、学校によっていろいろありますが、中には大型リバーシを購入し、特別支援学級の児童と普通学級の児童と一緒に遊び、互いの個性を尊重できる環境づくりをしている学校もあります。

◎3番（志村 洋子委員） 最後に意見です。

特別支援教育を必要とする児童生徒にとって、個々のニーズは多種多様であり、高価な設備の導入が必要になるケースもあると考えられます。児童生徒と保護者の期待に寄り添った、より柔軟な対応を今後もお願いいたします。

また、設備導入による活用方法や成功事例などについて、市内の小中学校で情報共有を図る機会を設けることもお願いいたします。

次に移ります。

10款4項2目、決算書159ページ、説明書225ページ、旧第五十九銀行本店本館整備活用事業についてお伺いいたします。

まず、耐震診断業務を実施した理由と業務内容についてお聞かせください。

◎文化財課長（石岡 博之） 耐震診断を実施した理由と業務内容についてお答えいたします。

旧第五十九銀行本店本館は、平成13年に実施した耐震予備診断の結果、耐震性能が不足している可能性があるという結果が出ております。それを受けて、現在は建物の2階への人数制限を行いつつながら公開を続けておりますが、来館者の安全性の確保と建物の保存、そして、より多様な活用を進めていくため、令和6年度から耐震診断を業務委

託により実施したものでございます。

診断の結果、建物に耐震診断性能が不足していることが明らかになった場合には、あくまでも重要文化財の価値を損なわない方法で耐震補強の方法を検討してまいります。

今年度は引き続き、地盤調査と建物の構造的な特徴に関する調査を実施しており、作業を進めておる途中でございます。今年度中に補強案を策定する業務を完了する予定でおります。

◎3番（志村 洋子委員） 重要文化財であるからこそ、調査や補強工事も慎重に進める必要があることが分かりました。

では、今回実施した耐震診断を終えた後、耐震補強工事など、今後のスケジュールについてお聞かせください。

◎文化財課長（石岡 博之） 今後のスケジュールということでございます。

先ほど申したとおり、今年度中に補強案を策定する業務を完了する予定でございますので、それが終了次第、予算規模、年数等の計画を予算計上いたしまして、議会に提案する予定でございます。

現在は業務途中でございますので、まだ、いつ、幾らかかるということは、明確にはできない状況でございます。

◎3番（志村 洋子委員） まだ先の話になりますが、耐震補強工事完了後の活用方法について、計画があるかお聞かせください。

◎文化財課長（石岡 博之） 令和2年度3月策定の重要文化財旧第五十九銀行本店本館保存活用計画で定められた活用計画において、耐震補強工事实施後の中長期計画として、レクリエーションやイベント、店舗利用や飲食施設、分散型ホテルのフロント機能等、多様な活用を行うとしております。

また、2階の入場者制限を解除して、より大規

模なイベント開催を行うとともに、近隣に駐車場を整備することを検討するとしております。

現在は、公開について文化財課で直営で実施しておりますが、活用計画を具体的に実施していくためには、文化財建造物の活用についてノウハウを持った民間の団体への賃貸借等を行うことを検討してまいります。

◎3番(志村 洋子委員) 最後に意見を。

旧第五十九銀行は、弘前市の歴史を象徴する重要な文化財であるため、その歴史的・文化的価値を後世に伝えるために、コンテンツの充実をお願いいたします。

次に移ります。

10款5項3目、決算書173ページ、説明書238ページ、中学生自転車用ヘルメット購入費助成金についてお伺いいたします。

説明書によると、助成実績が241名とのことですが、本事業の対象者数は何人だったのか、また、事業が開始される前に、既にヘルメットを購入していた児童生徒へ助成されたのかお聞かせください。

◎学務健康課長補佐(古川 五月) 令和6年5月1日現在の小6から中2の約3,700人を助成対象といたしました。

また、本事業は令和7年2月から申請を受付しておりましたが、令和6年度内であれば、4月まで遡ってレシート等の購入を確認できるものを保管していることが条件となりますが、受付いたしました。

◎3番(志村 洋子委員) 本事業によりどのような効果が得られたのか、また、事業の周知方法についてもお聞かせください。

◎学務健康課長補佐(古川 五月) この助成により、ヘルメット購入を予定している保護者の経済的負担を軽減し、購入が進むことにつながり、より安全に自転車に乗ることが可能になっている

ことを効果として考えております。

同時に、ヘルメット着用者を目にする機会が増えることで、交通安全に対する意識向上が図られるものと捉えております。

また、周知方法につきましては、対象児童生徒全員の保護者へ、学校を通じて申請用紙等を配付し、市ホームページに掲載いたしました。今年度はそれに加えて、広報ひろさき、市政だより、市公式LINEへの掲載、アップルウェーブ行政なんでも情報でお知らせしたほか、入学準備に向けて通学用のヘルメット購入のタイミングに合わせて、啓発動画のQRコードをつけたチラシの配布や、小学校6年生に向けて開催される中学校の入学説明会においても、その保護者に対してヘルメット着用について協力を呼びかけることを予定しております。

◎3番(志村 洋子委員) 最後に意見です。

先日の地元紙によりますと、自転車用ヘルメットの着用率、全国で青森県はワースト2位、46位との報道がありました。ルールだから着用するのではなく、自分の命を守るためという認識がまだ低い可能性があります。

先日の一般質問でも申しましたが、クマガイオウスケさん作成のPR動画は若い人たちに非常に好評で、新しい動画から、次々ヘルメットをかぶって自転車に乗る動画が投稿されて、いいねの数も大分増えておりました。児童生徒や保護者の目にも触れるようなそういう取組を今後お願いいたします。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、日本共産党。

◎17番(千葉 浩規委員) よろしく申し上げます。私からは、10款4項10目、決算書169ページ、委託料、弘前れんが倉庫美術館等指定管理料についてです。

当初より、私たち日本共産党はPFI事業には

反対してきたわけですが、そういうこともありますので、まずは令和6年度の指定管理のモニタリングの結果、決算、観覧者数について答弁をお願いします。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） それでは、令和6年度のモニタリング結果、観覧者数、利用料金収入の実績についてお答えいたします。

弘前れんが倉庫美術館の指定管理業務に係る市のモニタリングは、弘前れんが倉庫美術館運営審議会を設置し、指定管理業務の実施状況や指定管理者の財務状況に関することなどを、専門的な視点及び利用者の観点から確認しております。

去る令和7年8月25日に開催された当委員会において、指定管理業務について要求水準書等に従い、おおむね計画どおり実施されているとの評価を得ております。

最終的な評価結果がまとめ次第、弘前市ホームページにおいて公表する予定としております。

続きまして、令和6年度展覧会の観覧者数及び利用料金収入につきましてお答えいたします。

当初観覧者数を約5万9000人、うち有料観覧者数を約4万4000人と想定しておりました。実際の来館者数は7万387人、うち有料での観覧者数が5万2791人で、当初想定に比べて約1万1400人増えたという結果となっております。

観覧料やスタジオ利用料なども含む利用料金収入は、当初計画では約6960万円を想定したところですが、実際の利用料金収入は8082万7495円となり、当初計画から比べて約1123万円の増加という結果となっております。

なお、この結果となった要因といたしましては、青森県内の五つの美術館、アートセンターが連携して開催したAOMORI GOKAN アートフェス2024や、写真家で映画監督の蜷川実花さんによる企画展の開催、さらに、その作品の中で、弘前公園の桜が取り上げられたことなど

が、過去最多となる観覧者数及び利用料金収入につながった大きな要因であったと認識しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 今回の報告を聞いて、私も大変安心したところです。

ただ、中心市街地活性化ビジョンにおいては、弘前れんが倉庫美術館から弘前公園、土手町への新たな人の流れを創出する取組の推進、さらに弘前れんが倉庫美術館、土淵川吉野町緑地、土淵川などのエリアを回遊する取組の推進ということも掲げているところです。そういうわけですから、弘前れんが倉庫美術館においては、今回は観覧者数にしても、美術館の収益も大幅に増になったということで、それはそれとしてすばらしいことではありますが、しかし、同時に中心市街地の来街者の増や、回遊性の向上にも寄与するということが美術館には求められているのではないかなと思うわけです。

そういった場合、この点について、どのように寄与したのか、どのように考えているのか答弁をお願いします。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 来街者の増加や回遊性の向上にどのように寄与したかということについてお答えいたします。

令和6年度に開催した春夏プログラムのうち、白神視見考は世界自然遺産の白神山地をテーマとしたリサーチプロジェクトでありまして、美術館のほか、弘前中央駅のギャラリーまんなかや百石町のHIROSAKI ORANDOにおいても展示し、徒歩を促すような仕掛けを行っております。

なお、その結果といたしましては、ギャラリーまんなかでは2,338人、HIROSAKI ORANDOには約3,500人の来場があったと聞いております。

また、令和6年度に開催いたしましたAOMO

R I GOKAN アートフェス2024では、公式ガイドブックを作成して、その中に公共交通機関と徒歩で弘前市を巡るワンデープランとして、午前8時半にBRICK A-FACTORYからスタートし、弘前れんが倉庫美術館の見学を経て、午後には弘前市民会館や弘前公園、まわりみち文庫など、計8か所を巡るモデルコースを紹介しております。

美術館を軸にした周遊プランを提案することで、5館周辺の観光コンテンツを含めた県内周遊の促進につなげる取組が行われたと考えております。

これらの取組により、美術館を核として、市内各所を回る来街者の動線が形成され、徒歩の観光や観光施設等の周遊が促進されたものと認識しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 中心商店街とか周りの施設との回遊性を高めるために、そういう取組があったということは、今、答弁があったのですけれども、令和6年度の観覧者数が7万人ということで、前年の2023年度が3万7000人でしたので、倍近くの方が令和6年度には美術館に来てくれたということなのですが、その7万人の方が一体、そういう取組がある中で、実際に周りの商店街とか、あとは喫茶店とか商店とか、そういうところでどのように行ったのかなと、どれほどの効果があったのかなということが大変気になるところです。

また、わざわざ当美術館では、回遊性をつくり出すために、美術館としての駐車場を持っていないで、周りの駐車場を利用してもらおうというふうな取組だということなのですが、一体、この7万人の方、そのまま帰ってしまったのか、それともどこかに寄っていったのか、その辺、もしアンケートを取っているのであれば、その状況について答弁をお願いします。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 弘前れんが倉庫美術館では、観覧していただいた方にアンケートを実施しております。今回、アンケートの結果といたしまして、春夏プログラムで3,620人、秋冬プログラムで930人、合計で4,550名のアンケートの回答を頂きました。回答率といたしましては、全体の来館者数が先ほどから申し上げているような7万387人でしたので、6.5%という数字ですが、統計学的には十分参考になる数字だと判断しております。

その中で、来館方法という項目がありまして、そこで聞いた中では、確かに一番多いのが自家用車ということで2,634人、率にして48.6%、続いて、徒歩で来てくださった方が1,174人、割合で21.6%、あとは自転車、バイクが4.7%、公共交通機関で来てくださった方が、バスが416人で7.7%、タクシーが98人で1.8%、電車が509人で9.4%、飛行機が160人で2.9%、これらを合わせると、全体で21.8%の方が公共交通機関を使っていたという回答を頂いております。そのほかには、送迎という回答も180人、3.3%ありましたが、全体として、これは複数回答も可としておりますので、5,425人の方から、そのような回答を頂いております。

来館前後の行動という項目も設けておりまして、その中では、美術館のカフェに寄る予定と寄ったというのも全部含めていますけれども1,066人、17.1%の方が美術館のカフェに寄ると。美術館のショップに寄るという方が1,316人、率にして21.1%、また、周辺の食事、周辺のカフェ、多分土手町かいわいだと思われるのですけれども、そちらに寄ると答えた方が1,186人で19%、周辺のショップに寄ると答えた方が843人で13.5%、利用しないと答えた方、単独で弘前れんが倉庫美術館だけに寄ると答えた方が875人で14.1%、ほかの観光施設に寄ると答えた方

が941人で15.1%、これも複数回答を可としておりますので、6,227件の回答があつて、このような内容となっております。大体の方が、美術館だけではなくて、近くのいろいろな施設に寄つているということが分かつたという状況であります。

◎17番(千葉 浩規委員) 回遊性を確保するという点についても、大体いい方向に向かつているのだなと思つました。

しかし、より一層来街者の増や回遊性を向上させるということが今後求められると思うのですが、この役割を指定管理者が担うものなのか、どうなのか。例えば施設と施設の連携とか、そういうのが指定管理者が行えるものなのか、この点についてどうなのか答弁をお願いします。

◎文化振興課長(菊地 謙太郎) まず来街者の増加や回遊性の向上は指定管理者だけが担うものかという質疑かと思つてますが、市が事業者に対して提供を求めるサービスの内容として水準を示す、現在、要求水準書というのがありますが、その中では、市民活動、交流促進に関する業務、エリアアートマネジメント業務について規定しており、指定管理者に対して地域との連携を通じた取組を求めているという事実はございます。

具体的には、市内のほかの施設やイベント、祭り、アート活動等と連携し、市内や中心市街地と一体となつたにぎわいの創出と回遊性の向上を図ることを業務内容として明記しているところで

す。また、弘前市においては、「文化芸術のちからで時代を拓く人が育つまち弘前」を基本理念とする弘前市文化芸術振興計画を策定しており、その中で掲げる五つの基本目標の一つに、文化芸術を生かしたまちづくりを位置づけております。

あわせて、弘前市中心市街地活性化ビジョンにおいても、市民や観光客が地元文化に触れることができるまちを将来像として掲げ、その方策の一

つとして、弘前れんが倉庫美術館、土淵川吉野町緑地、土淵川などのエリアを回遊する取組の推進等が示されております。

これらを踏まえて、来街者の増加や回遊性の向上については、指定管理者が単独で行うものではなく、市としても引き続き、指定管理者と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎17番(千葉 浩規委員) 弘前れんが倉庫美術館が他の文化施設とも連携しながら、来街効果を持続させるということでは、指定管理者任せにしないで、市が積極的に関わっていくべきだなというふうに私も思うところです。とりわけ、弘前市には文化振興課という、文化振興を掲げた課がありますので、ぜひ頑張つていただきたいと思つています。

◎4番(三浦 行委員) 10款1項4目、決算書148ページ、心の教室相談員配置事業について質疑します。

全中学校対象ということで、相談員はどのように配置されているか。また、実際どのような効果があつたのか。また、相談しやすい環境をつくる工夫はどのような感じかお伺いします。

◎教育センター所長(前田 清幸) 心の教室相談員の配置についてお答えいたします。

まず、小中学校の元教諭や元養護教諭、特別支援教育支援員の経験者、公認心理師の有資格者など16名を雇用して、全市立中学校16校に1名ずつ配置しております。各中学校には空き場所等を使った相談室が設けられており、そこで相談活動が行われております。

主な相談内容としては、性格や考え方など自分自身に関する事、学習に関する事となっております。中には、ボードゲームなどの遊びや雑談をすることをきっかけに、悩み相談へとつなげるケースも多く見られております。

効果としては、子供たちが自分自身や学習に関

する悩みを相談員に気軽に相談できることで、ストレスを抱える児童生徒の心理的負担の軽減に寄与したこと、いじめや不登校の未然防止、早期発見、迅速な初期対応が可能となり、子供たちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりに役立ったことなどが挙げられます。

また、相談員と教職員との情報共有を通じて、生徒理解が深まり、支援体制が充実しました。加えて、相談員を対象とした研修会の実施により、相談技術の向上が図られたことも、いじめや不登校の未然防止につながっていると捉えております。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。

次に、10款2項3目、決算書151ページ、設計等業務、桔梗野小学校改築事業についてお伺いします。

この改築が終われば、当市の小学校のトイレの洋式化も大分進むかなと思いますが、その点と、あと複合施設とする考えがあるのかお伺いします。

◎学校整備課長(安田 広記) 桔梗野小学校の改築事業に関してです。

トイレにつきましては、新たに整備する全てのトイレを洋式化する予定としておりますので、どんどん進んでいくものとなっております。

あと、複合化の関係ですけれども、現在校内で行っております放課後児童健全育成事業、いわゆるなかよし会ですけれども、こちらも引き続き行うとともに、地域コミュニティーの拠点となる公共施設を学校と複合化して整備する予定でございます。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。

10款3項3目、決算書154ページ、第二中学校等複合施設整備事業について質疑します。

ここは、勤労青少年ホームと城西老人福祉センターが複合されるとお聞きしましたが、概要をお伺いします。

◎学校整備課長(安田 広記) 第二中学校の概要ですけれども、第二中学校につきましては、昭和43年から44年にかけて建てられておまして、築50年以上経過しております。内部や外部に老朽化が見られるために、まず、学校のほうは建て替えるということで教育環境の改善を図ることとしております。あわせて、学区内で同じく老朽化しておりました勤労青少年ホーム、あと城西老人福祉センターの集会機能を集約した公共施設として複合化するものでございます。

◎4番(三浦 行委員) 要望としては、現在の城西老人福祉センターのある場所がどうなるかと、城西地区の市民の心配する声がありますので、当市で責任を持って有効活用することを要望して終了します。

◎委員長(外崎 勝康委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎7番(竹内 博之委員) 10款4項2目の、決算書158ページ、大森勝山遺跡の部分です。

今、整備事業が進んでいると思うのですけれども、公共施設は、長きにわたって維持管理がかかっていくということで、大森勝山遺跡を基点とした収入の確保策みたいなのが今後必要であろうと思います。

私も春に八戸の是川遺跡に行ってきて、例えばグッズ販売とか、当然観覧料とかそういったものがあり、大森勝山遺跡は、今、自動販売機ぐらいしかお金を使うところはないのではないかなと思いますので、持続可能な施設の維持管理という観点から、お金を使う、大森勝山遺跡でグッズ販売

とか、そういったものを検討されているのかお伺いいたします。

◎文化財課長（石岡 博之） 収入の確保ということでございます。

現在、遺跡の中、周辺には自動販売機もない状態でございますし、ガイダンス施設、裾野の交流センターの中には自動販売機がある状態でございます。

現在の想定では、便益施設、遺跡の近くにあるトイレ休憩所に関して、暑さ対策の問題もありますので、自動販売機の設置のほかに、簡単な物販を行う予定でございます。

また、ガイダンス施設のほうにつきましては、ガイドが常駐する予定でございますので、現在想定しているのはカプセルトイ、現地でしか買えないようなグッズの販売、そのほかに交流センターに関しましては、焼き物が焼ける窯でありますとか調理室もございます。そこでワークショップ、縄文クッキーでありますとか、縄文土器を焼くワークショップなどをつくって、それで若干でありますけれども、収益を確保しようと考えております。

◎7番（竹内 博之委員） 是川遺跡に行ったときも、現地でしか買えないグッズ、土偶のグッズとか、売り切れがあったり、結構コアなファンもいるらしくて、私も買ってきたのですけれども。弘前市の大森勝山遺跡はいのちと、あれも重要文化財か何かになっていると思うのですけれども、そのいのちに関する商品とかもたしかないはずで、私も市民の方から問合せを受けて、うまく市と連携して商品化できないかという話だったので、今、課長の答弁の中でカプセルトイとか、現地でしか買えないグッズ販売を検討されているということですので、大森勝山遺跡で出た重要文化財であるいのちを、本当にその場でしか買えな

い貴重なグッズとして今後、展開していただきたいし、本質は公共施設の維持管理ということで、その施設を利活用して収益をどう確保するのかということが大事だと思いますので、引き続き頑張っていきたいというか、よろしく願いして終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 決算書169ページになります。10款4項10目美術館費17節備品購入費の中の、予算のときにもお聞きしました、その他備品購入費、今回、どういう備品を購入されたのかお聞かせください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 備品購入費につきまして回答いたします。

令和6年度の備品購入費の内訳といたしましては、4作家の美術作品16点を購入した費用になります。美術作品の購入に当たっては、指定管理者が選定した作品について、内容や価格の妥当性を専門的見地から評価するため、市の附属機関である弘前市美術作品等収集選定委員会にて審査を受けた上で購入しました。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

購入された備品というのは、企画が終わった後はどういうふうに保管されるのかお聞かせください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 購入した作品につきましては、弘前れんが倉庫美術館の備品収蔵庫で保管しております。

それで、開館して5年たちまして、美術収蔵品もかなり集まってまいりました。昨年度までで集めた備品を、今年は5年目を迎えた記念の展示会

を春夏プログラムでやっておりますので、そこで今まで集めた美術品を多数展示しております。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

購入された備品は指定管理料以外の支出のところに出てくるのですけれども、今まで購入された備品というのは、弘前市の財産になっていくわけですか。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 指定管理料とは別に備品を購入して、所有権というか、その後、見せるときの権利とかもまた制約があるのですけれども、所蔵するに当たり、いろいろルールがあるのです。勝手に見せられないとか、貸せない場合もあるとか、条件もありながら、権利といったしましては、弘前市に帰属しております。

◎12番（齋藤 豪委員） 今の答弁から、買ったはいいいけれども、勝手に展示できないということですね。分かりました。

その上にも、指定管理料の1行下に美術作品制作業務委託料とあるのです。これはどういう方に委託して、何を制作されたのかお聞かせください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） こちらは去年の白神視見考のとき、企画として、音声作品なのですけれども、それを作成してもらうということで、その段階では物として存在していないので、美術作品として制作していただいて、その方が制作するものとしては妥当な値段というのがあって、その値段で業務委託をして、制作を依頼して、出来上がったものを今度取蔵したということになります。音声作品というもので内容でございます。

委託先は作家御本人に委託しておりますので、資料をちょっと確認させてください。後ほど資料をお届けしたいと思います。

◎12番（齋藤 豪委員） 後ほどお願いしま

す。

それと、さらに負担金のところで、青森アートプロジェクト事業負担金というのも出てくるのですけれども、この事業の内容と負担する先というか、どういう負担だったのかお聞かせください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） これは、AOMORI GOKAN アートフェス2024という、弘前れんが倉庫美術館も含めて、青森県立美術館と国際芸術センター青森、あと十和田市現代美術館、八戸市美術館と連携して県内五つの博物館を周遊して見てもらおうということで、青森県立美術館が実行委員会になっておりましたので、そちらのほうに、5館のそれぞれの美術館で負担金を出して、一つの大きい事業をやったということに対する負担金でございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 青森の5館の美術館がそれぞれ負担したということで、皆さん、この250万円の負担をそれぞれ均等にされたということで間違いはないですか。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 5館の割合については、今、手持ちの資料が欠落しまして、またそれも後ほどお伝えいたします。

◎12番（齋藤 豪委員） 250万円の負担をして、青森県の中にある5館を周遊してもらうという企画を、わざわざお金を出してやったことですよ。千葉委員が先ほど質疑されたとおり、約3割は弘前市の周りを周遊したけれども、あとほかの方たちは、まさにこの事業にのっとって、青森県内の美術館を周遊されたということになるのかなと想像するのですけれども、どうでしょう。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 先ほどアンケートを取った中にも、実は観光客向けに、弘前れんが倉庫美術館以外にも、県内の5館の美術館はどちらに回る予定か、また、回ったかというのを回答していただく項目がありました。そちらで

は2,879人の方から回答を頂きまして、青森県立美術館に寄ると答えた方が1,390人、48%で一番多いですけれども、続いて、国際芸術センター青森、これが青森公立大の中にあるアートセンターなのですが、こちらを回ると答えた方が357人、十和田市現代美術館を回ると答えた方が786人、八戸市美術館を回ると答えた方が346人。これも複数回答を可としておりますので、1人で複数、二つ以上の美術館を回っている方ともありますが、かなり多くの方がアートフェスという取組の中で5館を回っていただけたと認識しております。

◎12番(齋藤 豪委員) まさにアートプロジェクトの企画がはまって、県内の5館を周遊してくれたということは非常にありがたいのですけれども、片や、弘前市はあそこに観光客を集めて市内を周遊してもらうという部分に関しては、やや企画がそちらのほうに飲まれてしまったという解釈を私はしているのですけれども。無通告ですので、ほかの4美術館がどれくらい入館したのかはお聞きしませんけれども、分かりました。

では、次に行きます。

決算書は172ページ、10款5項2目12節委託料、体育施設費の中の岩木川市民ゴルフ場除雪業務委託料というところがあるのですけれども、これは河川敷のゴルフ場の除雪費の委託で間違いないでしょうか。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) ただいまの質疑に対してお答えいたします。

ゴルフ場の除雪は、ちょうど河川敷の道路からゴルフ場の管理棟まで向かう道路部分の除雪と駐車場と合わせた除雪となっております。

◎12番(齋藤 豪委員) ゴルフ場の指定管理料がどこに出てくるのかちょっと分からなくて、たまたまこのゴルフ場除雪費で出てきたので、これは指定管理料とは別のお金ということで間違い

ないですか。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) 指定管理料とは別に除雪というものを予算計上しております、指定管理料に関しては、全体の合計金額が決算書のほうに、運動公園を含めた全施設のものとして4億4682万3000円を計上しております。この中で、ゴルフ場は1996万円の指定管理料を見ているのですけれども、除雪はまた別に計上しているということでございます。

◎12番(齋藤 豪委員) しかれば、河川敷ゴルフ場は年間何人ぐらいが利用されていて、聞くところによると年齢別で、無料の年齢の方がおられるともお聞きしまして、私、ゴルフをやりないのでちょっと分からないのですけれども、年齢別に利用状況をお知らせください。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) 年齢別というのが、一般利用と65歳以上の方という区分しかなくて、そちらでよろしければお答えいたします。

令和6年度、ゴルフ場全体では2万533人の方が利用されておまして、こちらはゴルフコースの利用者と、あとは指定管理者で行っております自主事業とかを含めた形の利用者数が2万533人となっております。このうち、ゴルフコースだけを利用した方が1万8446人となっております。一般の市内の有料利用者がこのうち2,499人、率にして大体13%ほどです。そのほか市内の65歳以上の無料の方が9,411人、おおよそ半数51%、あとは市外の有料利用者数が6,149人で33%、その他が387人ということで、約2%という内訳になってございます。

◎12番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

実は、この13%の中の有料でお金を払ってやりたいという方が、なかなか混んでいて予約が取れない。聞いてみたら、無料の方で随分混雑してい

るというお話をお聞きします。せっかくある体育施設で、お金を払ってでもやりたいという人が、確かに無料の方も、健康都市ですので、それはやる権利は等しくあるのですけれども、そういうところの無料の方と有料の方がうまくできる仕組みづくりを今後検討していただければと思います。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 先ほど答弁に窮した内容について回答させていただきます。

業務委託料といたしまして決算に計上されたものにつきましては、作家の佐藤朋子さんという方に、ひろさき縦覧場という音声作品を制作してもらうということをお願いした委託でございます。そして、それを2025年度の春夏プログラムに展示するというので、昨年度、制作依頼をして、美術作品として加えたものでございます。

もう一つ、負担金のほうにつきましては、八戸市、青森市、十和田市、弘前市で4市になるのですけれども、そちらの負担金が同額かという話でしたけれども、同額で、単年度250万円の負担となっております。一応、県の音頭でやった事業でございますので、県の美術館としては、1000万円の負担ということで、県が1000万、ほかの市町村が250万円の負担ということで、アートフェス2024というものを開催したということでございます。

◎24番（三上 秋雄委員） 決算書153ページ、10款3項1目14節、工事費の約3500万円の内訳と件数を教えてください。

◎学校整備課長（安田 広記） 中学校費の管理工事の内訳と件数でございます。

昨年度の中学校の件数としては97件で、金額は、それぞれ学校から要望を出していただいております。当初、学校から要望を頂いた中の対応したものが1044万円、そのほか、例えば消防用設備であったり、いろいろな電気の点検等であったり、あとは照明が切れたりとか、水道管の漏れが

あったりとかということでの突発対応が81件で2358万円です。

◎24番（三上 秋雄委員） 職員の皆さんは大変なんでしょうけれども、決算ですので、きちんと決算書に出ている工事くらい、資料を持ってきていないと駄目だよ。これは通告がないとか、あるとかの問題ではない。

では、聞きます。現在、中学校の学校施設の中で、土俵は何校にありますか。

◎学校整備課長（安田 広記） 現在、中学校の中での土俵につきましては5校ございます。

◎24番（三上 秋雄委員） その対応について、どう考えていましたか。

◎学校整備課長（安田 広記） 今現在でいきますと、授業や部活動といった活動では使われておらず、そのままの状態になっているところではございます。

学校からの要望としても、修繕してほしいという要望であったり、修繕もしくは撤去してほしいという要望がありましたので、安全対策を見ながら検討しているところでございます。

◎24番（三上 秋雄委員） 今、課長から安全対策で見ながらということがありましたけれども、各土俵のある学校の校長先生から要望があったはずですが、解体についてはどうですか。

◎学校整備課長（安田 広記） 解体・撤去の要望があったところにつきましては、内容を確認させていただいた上で、取り急ぎの修繕というか、補修をしている状況でございました。

◎24番（三上 秋雄委員） 現在、土俵は誰のものですか。学校のものですか。それとも違う人のものなのですか。どうなっていましたか。

◎学校整備課長（安田 広記） 土俵につきましては、教育施設ということで、教育委員会の所有になっております。

◎24番(三上 秋雄委員) 私、1回聞いたとき、PTAから寄贈があったものだから手を出せないと、解体ができないのだと、そういうことも聞いていましたけれども、これは今現在は、学校のものですよね。学校の施設ですよね。

せば、早めに、恐らく危険な土俵もあると思うのですけれども、その点について、昨年度にやるのかなと思ったら解体されていないみたいですので、これについては、どういうふうこれから進めていきたいと思っていましたか。

◎学校整備課長(安田 広記) 5校のうち1校につきましては、それこそ学校の新築工事の支障になるということで、こちらのほうで、今年度ですけれども、既に解体済みというところもございます。あと、そのほかの学校につきましても、改めて学校のほうに伺いながら、解体・撤去について検討していきたいと思えます。

◎24番(三上 秋雄委員) 改めて学校に伺うということの答弁があったのですけれども、校長先生方のほうで、去年かおとしのあたりだと思えます。撤去のお願いをしたらしいのですけれども、伺うというより、もうPTAのものとかではないのですよね、学校のものですよね。それは危険だと思われるよ。私もうちのほうの中学の敷地に土俵があるのですけれども、もったいないと思うのですけれども、台風とか、突然震災とかがあったときに壊れるとけがをしますので、来年度の予算にきちんと盛って、学校を新しくするので、土俵が邪魔になるから解体するというのではなくて、きちんと予算を盛ってくださいよ。これは部長にお願いして、私からの質疑を終わります。

◎11番(坂本 崇委員) 私からは10款4項5目、決算書164ページです。博物館費について質疑いたします。

市立博物館と高岡の森弘前藩歴史館があると思

いますが、令和6年度のそれぞれの入館者数と、平均して、多分土曜、日曜とか祝日、そういったときとかのイベント開催時は、入館者数はそれぞれ上がると思うのですが、特に何もない平日の入館者と、繁忙期といいますか、割と混み合う土日、祝日の入館者数の差というか、それぞれ平日の状況、土日の状況の傾向みたいなものが分かればお聞かせください。

◎博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長(熊谷 義昭) 博物館と歴史館の入館者数等の御質疑でございますが、私のほうから、博物館のほうも含めてお答えしたいと思います。

まず、令和6年度の総入館者数なのですけれども、博物館が2万1693人、歴史館が6,643人となっております。

土日の入館者数と平日の入館者数になるのですけれども、まず博物館における土日の入館者数がトータルでは9,094人、平日が1万2599人となっております。歴史館につきましては、土日が3,052人、平日が3,591人となっております。

傾向といたしましては、それぞれ1日当たりに換算しますと、博物館が土日が105人、平日が67人となっております。歴史館のほうですけれども、土日が1日当たり36人、平日が18人となっております。土日が平日の2倍となっております。

◎11番(坂本 崇委員) 今、お話を聞いて、いろいろな施設がありますが、どの施設でも、平日と土日というのは当然入館者数の差というのはあると思うのですけれども、例えば、近年、インバウンドの観光客が多く来ております高岡の森弘前藩歴史館などは、いわゆる弘前藩の古いいろいろなものが展示されているわけで、企画展にもよるとは思いますが、割とそういう海外の方が興味を持つようなものを展示されていると思うのですけれども、実際、高岡の森にインバウンド、海外

からのお客さんは来ているものですか。

◎博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長（熊谷 義昭） ただいまの御質疑にお答えいたします。

個別にどこからいらっしゃいましたかということでお尋ねはしておりませんので、あくまで外見上で判断いたしますと、それほど、見て外国人という方はいらしていない状況です。台湾の方とか中国の方は、たまにいらしているというふうな印象を受けております。

◎11番（坂本 崇委員） そういったインバウンドのお客さんもそうなのですけども、いろいろな企画展を毎年3回、4回やられていますよね、年間を通じて。その中で、それぞれの展示の催事をやる時に、大体どれくらいの入館者数にしたいという目標設定というのは、それぞれ博物館にしても、高岡の森のほうにしても、一応そういう目標設定はあるのでしょうか。

◎博物館長補佐（川村 快之） 年間で決めておりまして、令和6年度は、博物館のほうは2万7000人という目標を立てております。

◎博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長（熊谷 義昭） 歴史館のほうでは、年間7,000人ということで、今のところ見ております。

◎11番（坂本 崇委員） それぞれ設定されて、おおむね近いところにいつているということだと思うのですが、博物館とかというのは、いわゆる教育施設的なものがあるって、入館料収入をたくさん稼いでいくというよりは、広くいろいろな方たちに、教育の場としていろいろな作品を展示して、教育的側面みたいなのが強いなど。今までもそうですし、日本全国の博物館を見ているとそうですし、たしか博物館法でも、利益を追求しないという一文がどこかにあったかと思うのですが、そういう形であったと思うのですが、でも、私は催事ということ言うならば、多くの人に見てもらって何ぼだと思うのですね。それに

は、入館料を取っている以上は、入館料収入もどどん稼いでもらって、施設のいろいろな運営ですとか、様々なことに活用して投入していったら、もっといいものをしていただきたいなと思っております。

そういう意味では、どこの施設でも同じ傾向なのですが、平日の入館者数というのも、なかなか厳しい中ではあるのですが、入館させる工夫、増やす工夫というのをしなければいけないのではないかと感じておりまして、平日の入館者数を増やす工夫というのは、両館ともどのような工夫をされているかお聞かせください。

◎博物館長補佐（川村 快之） それでは、博物館のほうからお答えさせていただきます。

博物館では取組の一つとして、昨年の8月からですが、8のつく日は博物館の日というキャッチフレーズを掲げまして、曜日に関係なく毎月8のつく日に学芸員によるミニ解説を行っております。委員おっしゃるとおり、どうしてもイベントは土日開催が多くなるものですから、平日でも来てくださる、土日に来られないお客様のことも考慮した取組をしております。

あと、既に実施しています学校観覧、それから各団体に博物館を利用していただくという取組も今後さらに拡大していきたいと考えているところでございます。

◎博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長（熊谷 義昭） 歴史館のほうですけども、平日につきましても、立地環境の関係も含めて、なかなか厳しいところがある現状であります。ですので、教育委員会で毎年行っております小・中学校長会議というところがあるのですが、その場において、各学校の校長先生方に対しまして、授業の一環として、多くの児童や生徒の皆さんに歴史館を活用してもらおうようお願いしながら、利用者の拡大を図っていきたくて考えております。

◎11番(坂本 崇委員) ありがとうございます。

先ほどインバウンド、外国人観光客の入館の話聞いたのですが、実際、高岡の森は立地的にちょっと離れていると、市街地から離れているというのはあるのですが、外国人観光客の方たちは目標があれば何ぼ遠くても行きます。実際に外国人観光客のツアーをコーディネートされている方たちからも、ぜひ連れていきたい場所なのだと、連れていけば絶対に喜ぶ場所だと思っている方も多くて、どんどん連れていきたいのだそうです。ですので、そういったニーズもあるということで、そういう方たちは土日に限らず平日もやってくるわけなので、ぜひ意識していただいて、そういう方たちにジャパン侍スピリットを、ぜひ伝えてほしいなと思います。

あと、この間、私、一般質問でも言わせていただきましたが、例のラーケーション、土日休めない保護者の御家庭とか、そういう方たちが今後どんどんラーケーションで、平日に親子連れで行くということも考えられます。それも一つのチャンスと捉えて、ラーケーションを学校だけでやればいいという話ではなくて、そういう施設もチャンスと捉えて、ぜひどんどん平日の運営も活発にしていっていただければと思います。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎25番(佐藤 哲委員) 決算書172ページ、先ほどもありましたけれども、ゴルフ場のことをお伺いしたいと思います。

かつて、何年前かにゴルフ場に500万円、お金をつけるか・つけないかで大騒ぎした時期もありました。今や2200万円以上のお金がゴルフ場に費やされております。

取りあえず、あそこを通るたびに思うのですが、一体ここは、年間の稼働日数というのは

どのくらいあるのか。河川敷のあそこのゴルフ場です。いつもそう思って通っていくわけですが、それをお答えください。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) ゴルフ場の稼働日数についてお答えいたします。

ゴルフ場そのものに関しましては、雪解け後から降雪期まで使える形になっておりますので、年度それぞれの降雪状況によりまして、多少差はあるかと思いますが、主に4月から11月末ぐらいまでは稼働できるものかと思っております。

また、ゴルフ場はもう一つ管理棟がございまして、管理棟につきましては、年末年始の休み以外は稼働しているという状況になってございます。

◎25番(佐藤 哲委員) 今、昨年度の決算をやっているわけですよ。ここは年間を通じて稼働できるのだという話をしゃべられても、昨年は何日ぐらい動いたかというのを答えないと何も質疑できません。もう一回。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) ゴルフ場の稼働につきましては、4月14日から12月14日までの稼働となっております。「その間、休みもあるべき。雨降ったりして休んでしまうときもあるべき。動いているときは何日かと言っている」と呼ぶ者あり) すみません、雨天の状況まで、把握してございませんでした。

◎25番(佐藤 哲委員) 費用対効果というものをもちろん伺いたいわけですよ。それだと、今言っている答弁では丸投げではないですか。それと、冬場だっているいろいろな催事を行うのだということでお金をつけているわけですよ。本当にやっているのかどうかというのも疑わしいぐらいの冬場の状態であります。何日もずっと休んでいるときもあるわけですよ。年間、だから何百日動いているのかなと。2200万円もお金をつけてですよ。500万円をつけるだけでも議場が大騒ぎになってしまったぐらいのときがあったのです。そ

のことを踏まえてやらないと、実際にお金が有効に使われているかどうかというのは、はっきりと分からないではないですか。もう1回きちんと答弁してください。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） すみません、稼働日数に関しては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今の時点で把握してございませんので、それについてはお答えできないところではございます。

指定管理料は、ゴルフ場を管理するのに大体2200万円ほどかかっていると思います。確かに金額で言えば、すごく大きい金額にはなるところではございますが、このゴルフ場を利用者の方が気持ちよく快適に使っていただくために必要な経費というふうに考えてございますので、この決算に関しては、必要不可欠な費用ではないかと思っております。

◎25番（佐藤 哲委員） 次の質疑もありますので、この点については、時間もなくなってまいりましたので、終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、10款4項4目、決算書164ページの古文書等デジタル化推進事業について質疑いたします。

資料を見ますと、昨年、弘前藩庁日記のデジタル化を行ったということですが、藩庁日記、いわゆる国日記と江戸日記というものがありますけれども、令和6年度の事業ではどの資料をデジタル化したのか。それによって、弘前藩庁日

記の進捗状況は何%進んでいたのか、その点をお答え願います。

◎生涯学習課長（中川 元伸） 古文書のデジタル化についてお答えいたします。

古文書は全部で約7万点あります。そのうち、古文書の撮影につきましては、7,314点終わっております。率にしまして10.37%。公開のほうなのですが、同じく7万点ほどの中で公開したのが3,741点で、5.31%進んでおります。

そのうち、藩庁日記につきましては、全部で4,536点、撮影のほうは4,536点で、撮影は100%終わっております。公開のほうなのですが、4,536点のうち3,605点を公開しておりますので、率にして79.4%、残りが931点となっております。

◎18番（野村 太郎委員） ありがとうございます。弘前藩庁日記に関しては、デジタル化の撮影そのものはほぼ完了したということでありませう。

ここで伺いたいのは、古文書デジタル化事業というのは、古文書そのものを撮影してデジタル化する、データ化するというのもさることながら、いわゆる我々が非常に読みにくい崩し字とかというのを、現代語に訳をしてきちんと公開するということが一番これから大変というか、重要になってくると思うのですけれども、その点の、弘前藩庁日記だけで構いませんけれども、いわゆる現代語への翻訳の進捗というのは、今後どういふふうに見通していらっしゃるのか、その点をお願いします。

◎生涯学習課長（中川 元伸） 今回のこのデジタル化の事業につきましては、有識者会議の中で優先順位を定めておまして、まずは藩庁日記を撮影し、公開するというので進めておりますので、今、委員がおっしゃった部分につきましては、現時点ではまだ着手できていない状況です。

◎18番(野村 太郎委員) その点は分かりました。

あと1点お聞きしたいのが、委託期間です。TRC-ADEACに委託されていますけれども、令和7年3月11日から31日という委託期間なのですけれども、この1か月にも満たない委託期間というのは、一体この委託期間、それこそ年度ですから365日あるわけですけれども、この期間というのは、どういうふうに捉えればいいのか、その点、お願いします。

◎生涯学習課図書館・郷土文学館運営推進室長(高橋 貢) この委託作業のことに関してだと思われませんが、データ自体が既に出来上がっている状態で、それを検索等するための加工等の作業になりますので、これくらいの日程でということになっております。

◎18番(野村 太郎委員) 分かりました。

最後に質疑いたします。先ほどの答弁で、古文書全体で10%、データ化そのものは10%ということですが、少なくともデータ化に関しては、あとどれぐらいの期間、それこそかつて、この議場で果てしない時間がかかるというお話がありましたけれども、現状の見通しとして、データ化そのものにはあと何年くらいかかるか、最後にその点だけお願いします。

◎生涯学習課長(中川 元伸) 以前お答えしたとおりで、まだ残りが大分多いので、数十年単位の時間を要するものと考えております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 決算書164ページ、10款4項4目、図書館の指定管理料をお願いいたします。

それに絡みまして、年間に本の購入冊数は、どれぐらいあるのかお聞きします。

◎生涯学習課長(中川 元伸) 図書館の令和6年度の購入冊数につきましては、1万1172冊となっております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 毎年増えるわけですが、当然本棚に収まり切れなくなる、そうなった場合の本を下ろすわけですが、年間1万1000冊の分、廃棄というか、下ろすものなのでしょうか。そこを教えてください。

◎生涯学習課長(中川 元伸) 廃棄する冊数と購入する冊数の関係ですが、購入した分を廃棄するのではなくて、傷みが激しく使えなくなったものから廃棄していますので、購入冊数と廃棄冊数はイコールとはなっておりません。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 購入冊数のほかに、市民から寄贈されるという本もあるかと思いますが、それは何冊ぐらいになりますか。

◎生涯学習課図書館・郷土文学館運営推進室長(高橋 貢) 寄贈に関しては、令和6年度で471冊となっております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 先般、本の寄贈をいたしました。そうしたら、この本は閉架と言われました。閉架は皆さん御存じのように、人目に触れない、2階の郷土文学館のようなところに納められる、人目に触れないところに保管されるのが閉架です。その閉架はなぜと聞いたら、いや、とにかく閉架ですということで、その閉架、開架の基準はどういうところでしょうか。

◎生涯学習課長(中川 元伸) 閉架というお話があったのですが、歴史的な本とか郷土に関する本に関しましては、2階の資料室のほうに閉架というか、保管している状態です。これが2冊、3冊と同じようなものがあるものに関しては1階のほうにも出す形になっております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 閉架の中には貴重なものがございます。古文書とか、コピーもできないほど古いものもございまして、そういったものは貸出不能というものは理解できますが、きちんとした本がありながら、貸出しができない

本もございますよね。その確認をお願いします。

◎生涯学習課図書館・郷土文学館運営推進室長

(高橋 貢) 調査室に関する資料について、開架になっている部分のものもございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、調査室は基本、郷土に関する資料収集のもので、貴重なものということであれば中のほうに入れておりますが、いかんせん開架率、オープンなスペースがそれほど多くないものですから、入れている部分も多分でございます。ただ、検索して、閲覧可能なものに関しましては、出してきてお見せするという事はしております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 東日流外三郡誌、これは皆さん、偽書でかなり認識が広まっているようでございますが、一部にはあれは真書なのだという議論・研究が進められております。そういう中で、青森市、岩手県立図書館などは、それを開架にしております。それは、見た人が判断すればいいという、そういう中での開架です。先日お伺いしたところ、8冊もの膨大な数でかさばって駄目なのだという、そういう理由ではとても納得はいくものではございません。

日本図書館協会の、図書館の自由に関する宣言というものがございます。国民の知る自由を保障するため、図書館は、正当な理由がない限り、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしないという言葉を用いているものでございます。

東日流外三郡誌に関しては、開架にさせていただきたい。もしくは、それが無理なのであれば、どうしてそういう基準を設け、閉架にしたのか。そしてまた、貸出しができないのか、そのところをお答えください。

◎生涯学習課長(中川 元伸) 今、委員からお話のあった冊子につきましては、閉架はしていま

せん。ただ、登録の事務上、まだ1階のほうに出していない可能性もあるので、そこを確認して対応したいと思います。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 借りに行ったお客様がいらっしゃいます。閉架で、貸出しもしてありませんでした。それはきちんともっと手続を早く。

では、確認します。それは閉架ではなく開架で、手続が済めば開架にするということですね。

◎生涯学習課図書館・郷土文学館運営推進室長

(高橋 貢) 今の貸出しのお話ですが、調査室に所蔵している資料については、基本的に禁帯出、調査室から出さない本、ただ、中では閲覧いただけるという形を取っておりますので、多分そちらの2階にある調査室のものだということで貸出しはできないけれども、館内で見ることができるものと認識しております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) では、そこに入っているのです、東日流外三郡誌は。貸出しもできないのです。あれは難しい本なので、一日いっぱい図書館に行っても、1ページか2ページしか解読できないほどのものなのです。それを貸出しできないという、それに開架にしているところもある。だけれども、なぜあれを調査室の閉架にしているのかを伺っているのです。

◎生涯学習課長(中川 元伸) 今のお話は、先日寄附で頂いている冊子ではなく、それ以前の冊子のお話でよろしいですか。貴重な資料の扱いということで、閉架になって、資料室に……。

◎生涯学習課図書館・郷土文学館運営推進室長

(高橋 貢) これに限らず、当然、弘前藩庁日記等々も、同様に貸出し、要するに館外に持ち出してという形はしておりません。それと同様に、東日流外三郡誌につきましても調査室内でという、貴重な資料なので途中で何があってもいけないということで、中での閲覧のみとさせていただ

いております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 貸出しに関しては何があっても困るからということであれば、本全部がそういう理屈になりませんか。出しているところは、図書館に並べている、開架にしているところはあるのですよ。それなのに、何で弘前市はそういう理由をつけて閉架にしているのと聞いているのです。

◎生涯学習課長(中川 元伸) 今、お話のあった本につきましては、郷土史とか重要な書籍ということで、そういう扱いをしているのですけれども、それをそういう扱いでなく、一般に貸出しができる本になるかどうか、内部で検討させていただきたいと思います。

◎委員長(外崎 勝康委員) これをもって、10款教育費に対する質疑を終結いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長(外崎 勝康委員) 11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長(澁谷 明伸) 11款災害復旧費の決算について御説明申し上げますので、175ページをお開き願います。

175ページから176ページにかけての1項災害復旧費は、林道施設及び土木施設などの復旧に係る経費であり、予算現額8451万円に対しまして、支出済額は7845万5300円で、605万4700円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長(外崎 勝康委員) 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 御質疑なしと認め、これをもって、11款災害復旧費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長(今井 郁夫) 12款公債費の決算について御説明いたします。

決算書176ページの12款公債費は、長期債の元利償還金であり、予算現額85億1149万2000円に対しまして、支出済額は85億1004万409円で、145万1591円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長(外崎 勝康委員) 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長(今井 郁夫) 13款予備費の決算について御説明いたします。

決算書176ページの13款予備費は、予算外の支出及び予算超過の支出に充てたものであり、当初予算額5000万円のうち、4450万5702円を充用し、549万4298円の不用額となっております。

充用した科目及び金額は備考欄に記載のとおりであります。

以上であります。

◎委員長(外崎 勝康委員) 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 歳入の決算について御説明いたします。

決算書11ページを御覧願います。

1 款市税 1 項市民税は、予算現額78億3300万7000円に対しまして、収入済額は78億8650万4630円となっております。

2 項固定資産税は、予算現額89億4310万3000円に対しまして、収入済額は89億2404万8168円となっております。

11ページから12ページの3 項軽自動車税は、予算現額6 億3233万3000円に対しまして、収入済額は6 億3620万8458円となっております。

12ページの4 項市たばこ税は、予算現額13 億8353万3000円に対しまして、収入済額は13 億8218万197円となっております。

5 項入湯税は、予算現額2060万円に対しまして、収入済額は2256万6450円となっております。

6 項都市計画税は、予算現額8 億2969万4000円に対しまして、収入済額は8 億2783万1851円となっております。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額1 億2986万9000円に対しまして、収入済額も同額であります。

13ページの2 項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額3 億9743万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項森林環境譲与税は、森林環境税相当額の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額4426万1000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額888万2000円に対しまして、収入済額も同額であります。

4 款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額7876万6000円に対しまして、収入済額も同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、一定の上場株式等の譲渡所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額9620万9000円に対しまして、収入済額も同額であります。

13ページから14ページの6 款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額3 億2361万5000円に対しまして、収入済額も同額であります。

14ページの7 款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額46億7886万8000円に対しまして、収入済額も同額であります。

8 款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額674万7000円に対しまして、収入済額は674万6196円となっております。

9 款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額5879万2000円に対しまして、収入済額も同額であります。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等の所在する市町村に交付されるもので、予算現額30万円に対しまして、収入済額も同額であります。

14ページから15ページの11款1項地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除及び個人住民税の定額減税に伴う減収分を補填するために交付されるもので、予算現額7億6508万4000円に対しまして、収入済額も同額であります。

15ページの2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の軽減措置などによる減収分を補填するために交付されるもので、予算現額621万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力等に応じて交付されるもので、予算現額220億9599万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので、予算現額1757万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

15ページから16ページの14款分担金及び負担金1項分担金は、予算現額654万6000円に対しまして、収入済額は634万2818円となっております。

16ページから17ページの2項負担金は、予算現額3億1264万7000円に対しまして、収入済額は3億1006万8266円となっております。

17ページから21ページの15款使用料及び手数料1項使用料は、予算現額10億2239万5000円に対しまして、収入済額は10億3527万4593円となっております。

21ページから23ページの2項手数料は、予算現額9792万7000円に対しまして、収入済額は9257万2840円となっております。

23ページの16款国庫支出金1項国庫負担金は、予算現額141億9986万7000円に対しまして、収入済額は141億3574万3577円となっております。

23ページから26ページの2項国庫補助金は、予算現額89億3917万2327円に対しまして、収入済額

は66億1986万2420円となっております。

26ページの3項委託金は、予算現額5067万3000円に対しまして、収入済額は5376万1133円となっております。

26ページから27ページの17款県支出金1項県負担金は、予算現額47億1482万4000円に対しまして、収入済額は46億6490万5195円となっております。

27ページから29ページの2項県補助金は、予算現額22億3640万9000円に対しまして、収入済額は15億1341万5850円となっております。

29ページから30ページの3項委託金は、予算現額4億3811万8000円に対しまして、収入済額は4億1586万2482円となっております。

30ページから31ページの18款財産収入1項財産運用収入は、土地・建物等の貸付収入及び基金から生じる利子等であり、予算現額4565万2000円に対しまして、収入済額は4431万6780円となっております。

31ページの2項財産売払収入は、不動産・物品等の売払い収入でありまして、予算現額3007万4000円に対しまして、収入済額は3903万5321円となっております。

31ページから32ページの19款寄附金は、予算現額16億3296万5000円に対しまして、収入済額は15億6076万2990円となっております。

32ページから33ページの20款繰入金1項基金繰入金は、一般会計の財源として各基金から繰入れたもので、予算現額51億3774万7412円に対しまして、収入済額は34億1121万1768円となっております。

33ページの21款繰越金は、予算現額13億903万7207円に対しまして、収入済額は13億903万7442円となっております。

33ページから34ページの22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額2400万1000円に

対しまして、収入済額は2933万4402円となっております。

34ページの2項市預金利子は、予算現額3万円に対しまして、収入済額は164万2737円となっております。

34ページから35ページの3項貸付金元利収入は、予算現額12億6075万7000円に対しまして、収入済額は11億6226万6407円となっております。

35ページの4項受託事業収入は、予算現額1億4343万3000円に対しまして、収入済額は1億1299万6170円となっております。

35ページから40ページの5項雑入は、予算現額13億9732万円に対しまして、収入済額は12億5174万5628円となっております。

40ページから42ページの23款市債は、建設事業の財源などとして借入れした長期債であり、予算現額72億3510万円に対しまして、収入済額は54億4400万円となっております。

差額のうち17億5810万円は、令和7年度へ繰越した事業に係る財源として令和7年度で借入れする予定のものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 歳入につきまして、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎16番（木村 隆洋委員） 決算書19ページ、15款1項6目4節住宅使用料についてお伺いいたします。

この決算書を拝見いたしますと、住宅使用料の中で収入未済額が2億6695万円余りと記載されております。この収入未済額の主なものを拝見すると、備考にも書いてありますが、市営住宅の住宅使用料、滞納繰越調定額のうち、収入未済額が2億2750万円余りとなっております。これは住宅使用料、市営住宅の使用料だけではなくて駐車場等もありますが、この滞納繰越金があつて、今回、

令和6年度決算でも収入未済額が2億6600万円余りあると。

ここでの市営住宅等の滞納解消に向けて、どのように取り組んでいるのか、まずはお伺いいたします。

◎建築住宅課長（伊藤 信明） 滞納している方の多くは収入の低い方ですので、一括での納付が困難であると思われますことから、分割で納付するといった納付相談に応じるとともに、電話などによる催告を粘り強く行って、納付していただくように努めております。

また、退去済みで応答がない方や、現入居者でもこちらの呼びかけに反応がない方につきましては、債権回収会社を活用して、住宅使用料等の回収を行っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今回、令和6年度決算において、市営住宅の調定繰越額のところの収入未済額が2億2750万円余りと、令和4年度、5年度の決算も拝見すると、大体似たような額、令和4年度が2億2580万円余り、令和5年度が2億2563万円余りが滞納繰越額としての収入未済額となっております。

ここで権利関係の話をお伺いしたいと思えます。ここの債権に対しての消滅時効、金銭の債権の消滅時効が、たしか一般的には5年で消滅時効を迎えると認識しております。収入未済額の中で債権の消滅時効を迎えているのか、その考え方を伺いいたします。

◎建築住宅課長（伊藤 信明） 当市では住宅使用料等は私債権として運用しておりますが、5年で時効となることが民法第166条で規定されております。滞納している方が時効の援用をしない限り、債権は消滅しないものでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 今の御答弁だと私債権ということで、債務者である滞納者が時効の援用をしない限り、消滅時効は成立しないという

御答弁でありました。ということは、この令和6年度決算に限っての今、お話ですが、収入未済額の中では、債権としての消滅時効を迎えているものはないという認識でおります。

今、市はこの繰越滞納金が私債権というお話でありました。では、債務者である滞納者の方が時効の援用を行った事例はあるのかどうかお伺いいたします。

◎**建築住宅課長（伊藤 信明）** 時効の援用をした件数でございますけれども、直近では令和6年度に1件、今年度はこれまでに2件ございました。

◎**16番（木村 隆洋委員）** すみません、その額もお知らせ願えますでしょうか。

◎**建築住宅課長（伊藤 信明）** その額ということで、5年を経過した債権ということでお答えいたします。

おおよそ未収金全体の約85%がそれに当たるのではないかとの認識でございます。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 今、多分聞きたいことを先に言ってしまったような気がする。6年度の援用を行った1件の額と、今年度時効の援用を行った2件の額をお伺いします。全体ではなくて。

◎**建築住宅課長（伊藤 信明）** 令和6年度の1件について、その額をお答えいたします。

令和6年度の1件の額は、130万7200円分が援用により不納欠損処分となったものでございます。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 先ほど課長がこの収入未済額の中で、5年以上経過しているものが85%ほどあるというお話でありました。

この債権の考え方でいくと、この85%の方々は時効の援用を行うと、この債権の消滅時効が来るという認識になります。すると、この2億2750万円余り、この決算書には、滞納繰越額と記載され

ております。ですが、実際は私債権ということで、5年の消滅時効はないという規定がありながら、滞納している債務者の方が時効の援用を行えば消滅時効を迎えます。ということは、この85%は、実際は消滅時効を迎えているような、債務者がもう時効を迎えていますよと時効の援用を利用すれば、実際は債権としては成立していないというふうな認識にならざるを得ないと考えております。

一般的には行政の税金というのは、こういう場合があると不納欠損として計上するのが一般的だというふうに思っております。

令和6年度の前算書も拝見いたしました。前算書を拝見した中で、前算書には決算書のように細かく事項が出てきませんので、住宅使用料のところを拝見すると、この収入未済額、令和5年度に例えれば、2億2563万円余りが決算書には収入未済額で出てくるのに、前算書では収入で入ってくることをほぼ想定していない前算書になっています。

ということは、この2億2000万円の在り方、実際は5年もたっている、5年以上がたっているのが85%、滞納している方が時効の援用をすれば、行政とすれば、もう債権は回収できません。消滅時効を迎えています。これは決算書に毎回出てくるのですよね、令和4年度、5年度、6年度。

この収入未済額の部分、例えば税であれば、先ほど申し上げました不納欠損として計上もできます。そういう扱いというか、この取扱いというのをどう考えているのかお伺いいたします。

◎**建築住宅課長（伊藤 信明）** 税などのいわゆる公債権であれば、自動的に消滅時効となった債権を議会の議決を得ることなく、不納欠損処分を行うことは可能ですけれども、私債権としての住宅使用料は、滞納している方が時効の援用を行うか、または滞納している方本人や連帯保証人が死

亡、行方不明、自己破産などによって徴収困難となった債権を放棄する場合には、地方自治法の規定によって、議会の議決を得ることで、不納欠損処分を行うことができるかとされているものがございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 議会の議決事項を行って、これは債権の放棄になるのですか、ということになると思います。

議会の議決事項を得て、この不納欠損の処分というのを、なぜ行わないのかお伺いいたします。

◎建築住宅課長（伊藤 信明） 議会の承認が必要となるのは、不納欠損処分を行うことそのものということではなくて、処分の理由となる債権放棄をすることに対してですので、過去の滞納につきましても、件数も多く、もはや回収不能理由も不明なものが多いことから、調査・整理が困難で、議案提出ができない状況であります。

◎16番（木村 隆洋委員） これですと多分継続されていると思うのですよね。先ほども申し上げましたが、予算編成するとき、我々は予算書しか見ることができません。これはかなり推察されるのが、先ほども申し上げました、滞納繰越の収入未済額が次年度に収入として入ってくる予算組みをほぼしておりません。数百万円程度しか、今回収入済額が令和6年度は830万円、令和5年度は999万円、令和4年度は763万円と。この滞納繰越額全体に占める割合の数%程度です。

そうすると、今、課長の御答弁で、議会の議決事項で債権放棄をしなければいけないと。ただ、古いものもあってできない。5年の時効の援用をできるものが既に85%ある。これはかなり、ほぼ回収見込みがないのだろうと。債務者である滞納者が援用すれば、債権の消滅時効を迎えますので、85%はほぼないのだろうと。

ただ、決算書にずっとこれが毎年のように出てくるのですよね。どこかで処分をしないと、同じ

ことを繰り返すのではないかなど。いろいろな議事録を見ると、平成28年の予算決算の委員会の際に、当時の小山内司委員が、この質疑をされております。これは住宅使用料に限った話ではないのですが。当時の財産管理課長補佐だった、今、そこにおられますが、木村部長が答弁もしております。

当時、この債権の管理条例、今、青森市、五所川原市が債権の管理条例があります。当然、滞納者には表現はあれですけれども、いい滞納者、きちんとしようという滞納者、そうでない方も可能性としてはいるかも分かりません。当然負担してもらわなければならない。ただ、市営住宅のところスポットを当てると、確かに収入が少ないという部分もあります。実際はもう5年以上たっている。一般的な債権の消滅時効は迎えている。ただ私債権ということで、相手方が時効の援用をしない限りは、消滅時効は起きないということですが、相手方はできるとなると、実質、繰り返しになります。85%はもう債権として回収が難しいと。

これは、財政課にお伺いいたします。こういった場合の債権の管理条例を弘前市も創設するべきではないかと。そうでないと、いつまでも回収できないものが決算書に毎回出てくるのですよ。収入の繰越しを回収できない見込みで予算立てもしているという中では、これをきちんと債権放棄するのか、不納欠損にするのかという部分も含めて、そろそろ整理しないといけないと思います。そういった意味では、債権管理条例を創設するべきだろうとは思いますが、財政としてどういう御意見なのかお伺いいたします。

◎財政課長（種市 穂） 今、木村委員がおっしゃったように、要はたまっていく滞納繰越分、その中でも実際に回収できる部分も少なくなっているのではないかとということで、経理上、不

納欠損を進めていく、帳簿上、やっていくべきではないかという問いかなと理解しております。

市といたしましては、まずは滞納者に対し、債権を回収する努力を尽くすのは当然のことで、一方、今、委員がおっしゃったように、債権者がお亡くなりになって相続者がいないなど、努力しても物理的に回収できない債権があるのも事実であります。

今、あったように、このように回収できない債権ですけれども、過去、令和3年度に市立病院が閉じました。そのとき、令和4年の第1回定例会において、地方自治法96条に基づく、私債権である診療報酬の債権放棄の議案を承認いただいております。一つの方法としては、もちろん債権放棄して、不納欠損の会計上処理する。また、今言ったように、ほかの自治体のように、債権管理条例などを制定して、権利の放棄を規定してやっていく方法もあります。このように、議会の議決を得るのか、それとも条例を制定して、時効の完成しない債権について、経理上、不納欠損処理を進めていく方法と二つあるのかなと考えております。

まず、一番大事なことは、市が債権回収に対して、しっかり取り組んでいくこと。その上で、どうしても回収できない債権を放棄するというのを、市民にしっかり理解してもらおう。努力して、なお取れないのは、本当に放棄して不納欠損処理をしていく、そういう形にしていけないといけないと考えております。

市が債権放棄をするに当たって、市民に理解を得られる方法が、債権放棄の議案として議会にかけるのか、条例化して、制定してやっていくかという方法ですけれども、そこは慎重に検討して、どちらが市民に対して理解が得られる方法なのか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

◎16番(木村 隆洋委員) 今、課長の御答弁

でもありました。きちんと当然債権は回収しなければいけない。ある意味、逃げ得はよくないと私も強く思っております。

ただ、現実問題として、今この収入未済額が実際債権として、一般的な債権の考え方であれば、5年の消滅時効を迎えていますけれども、私債権ということで、時効の援用がない限りは消滅時効を迎えないという特殊事情でここに掲げられております。実際は85%は5年以上もたっていて、債務者である滞納者が時効の援用を申し出れば消滅時効を迎えます。会計上、このままで果たしているのかということ、ずっとこの繰り返しを長年やってきたと認識しております。

どれがベストなのか、先ほど課長の御答弁でもありました。債権の管理条例を制定するのか、それともきちんとした議会の議決を毎回——毎回というか、そのたびに取っていくのか。どれがベストかというのは、なかなか答えは難しい部分もあります。それは債権の回収とのバランスもありますので。

ただ、このままではよくないというのは、多分共通認識だと思いますので、ぜひ解消というか、このままではいけないという部分を解消できるほうに向かっていただきたいとお願いして終わります。

◎14番(畑山 聡委員) 私から、ただいま木村委員が述べられたところと重複しますが、決算書のそもそも歳入の総括表が書いている9ページを御覧いただきたいと思います。

今、住宅とか私債権の話が主でしたけれども、この総括表を拝見しますと、不納欠損額というのが、全部で、ちょっと私、よく見えないのだけれども、1億1700万円、そのぐらいあると。その中で今、木村委員は公営住宅というか、そういう私債権に関わるところの話でしたけれども、この総括表の一番上を見ると、市税がございますよね。

市税の不納欠損が1億1739万9188円あるわけです。約1億1700万円余あるわけですね。これがもう回収できないものであると、不納ですから。不納欠損額と書かれているわけですが、こうなった事情、理由というのをまずはお知らせいただければと思います。

◎**収納課長（三上 透）** 不納欠損額1億1700万円の理由でございますけれども、こちらは市税の欄に書いておりますので、まさしく市税になります。市税の場合、時効は5年ということで定められておりますので、その時効を迎えた分に関しては、このように不納欠損処理ということで、翌年に繰り越さないという処理をしております。

あるいは、もう一つのケースといたしまして、滞納している方が、例えば財産がないとか、あと現金がないとか、そういった事情の方につきましては、時効の前であっても、執行停止というものが税法の規定によって定められております。その執行停止してから3年が経過すると、今度は不納欠損という運びになって、これらを累計しまして1億1700万円ということになっております。

◎**14番（畑山 聡委員）** 説明が分かりやすくありがとうございます。

時効にかかった分と、滞納停止処分でしたか、今お話になったのは言葉が違うかもしれませんが、その割合、金額でいうとどういうふうに分けられるのでしょうか。

◎**収納課長（三上 透）** 申し訳ありません、今、割合が手元の資料では出ているものがなくて、後ほど作成の上、提出ということでよろしいでしょうか。

◎**14番（畑山 聡委員）** それでは、後で資料を拝見したいと思います。

この公債権の場合は別に援用も何もなくて、5年経過するともう完全に消滅してしまうものでございます。しかし、以前は時効の中断という言い

方をしましたけれども、今は民法改正されて時効の更新という言葉になりましたけれども、時効が完成する前にそのような時効を更新する手続きというのを市ではやっているのでしょうか。

◎**収納課長（三上 透）** 収納課が所管している市税につきましては、そういったものはなくて、税法に規定されている期間5年の到来とともに、不納欠損という扱いに強制的になるものでございます。

◎**14番（畑山 聡委員）** だから、時効が進行してきますよね。それを、以前であると、時効を中断するとリセットされるわけですよ。また5年が始まってしまうわけです。今は、民法改正されて、五、六年前に改正されたようで、今は更新という言葉を使うらしいですが、そういう時効が完成するのをリセットするための更新という手続、法的な手続をなさっていないのでしょうかと私は質疑しているのです。

◎**収納課長（三上 透）** 今は時効の延長ということで、かつては時効の中断という言葉を使っていましたけれども、その時効の進行中に、例えば納付があったとか、督促したとか、時効の中断事項というものもございますので、そういったものに該当した瞬間、リセットされて、そこから新たな時効が始まるという制度はございます。

◎**14番（畑山 聡委員）** そういう制度があるということを知っているのではなくて、弘前市がそういうふうな更新手続をしているのかと、法的な更新手続、時効を更新させる、リセットする手続をしていないのですかと、そういう制度があるということは分かっていますけれども。

◎**収納課長（三上 透）** 大変失礼しました。そういう手続はしております。

◎**14番（畑山 聡委員）** もう一つのあれもありますけれども、その結果がこの1億1739万9188円ということなのではないかと思っております。つまり時

効が完成してしまったものもあると。それらを全部合わせると、もう不納欠損というのが、市税に関してですよ、そういう額になってしまっている。

本来、市が法的な手続をすると、時効をリセットして、またそこから時効が進行するわけですから、それをやっていないために、5年が経過して時効が完成してしまったということなのだと思いますよ。

これは見方を変えると、真面目に税金を払っている方たち、弘前市民はいいのかなと思ってしまいますよ。税金を払わない人が得をしてしまうような、しかも金額が金額ですので、何百万円くらいの単位であれば、まだ分かるような気もするのだけれども、1億円の単位の金額が、弘前市がきちんとした対応をしていないために時効が完成してしまうと。完成してしまえば不納欠損額になってしまう。当たり前な理屈なのですが、不納欠損額にする前に何かをするべきなのではないか。本来、法的な手続を取るべきなのではないかと。

しかも、先ほど木村委員も言っていましたけれども、収入未済額が市税の場合は6億4800万円ちょっとあるわけですね。これは今の状態だと、多分いずれ不納欠損額に移るわけですね。先ほど木村委員、毎年同じような状況だと、よくいろいろ調べていっしょって、ということは、今収入未済額である金額6億4800万円、市税ですよ。それが、いずれまた来年になると、その一部が不納欠損額になる。それでよろしいのでしょうか。真面目に税金を払っている人はどうするのですか。不公平だと思いますよ。市としてやるべき、本来やるべき法律的手続を怠慢していたために不納欠損額が生じるというのはおかしいですよ。そうは思いませんか。これはきちんと市長の決裁を受けて、こういうふうには決算書をつくっているのだと思いますけれども、その点、どのようにお考えに

なるでしょうか。

◎**収納課長（三上 透）** 不納欠損に至るまでのプロセスですけれども、委員おっしゃるとおり、時効の中断というのは、弘前市でも行っております。時効の中断の要件に該当した場合、そこでは中断しております。そこから、もちろんその次の段階といいますか、催告したり、個別訪問、あと電話催告ですとか、そういった徴収の確保に向けた取組は行っております。

その結果が、今回、1億1700万円ということにはなっておりますけれども、果たして、これがこのまま見過ごしているのかということについては、決して我々は見過ごしてはいなくて、日々、夜間訪問とか、夜間の納税相談、休日納税相談といったものもやっております。それらをやって、市民の話もよく聞きながら、なるべく納付に結びつくように、ふだんから努力しているところでございます。

◎**14番（畑山 聡委員）** 個別訪問も行っていると、非常にすばらしいことだと思います。

これは、たまたま知った事例ですが、アパートを借りていて、郵便物とかがいっぱいある。ところが、近所の人に聞くと何年もここに住んでいないと。住んでいないのだそうです。しかし、荷物とかがみんなあるわけです。心配になったので、孤独死していると困るので、警察にも電話して、いろいろ関係機関に電話して、立会いの下で中を調べていただいたことがある。そうしたら、住んでいないのですよ。荷物は置いてあるけれども。どこに行っているのかと思ったら、弘前市に住んでいない自分の娘のところに住んでいると。さらには、これは誰ということは名前は言えませんが、生活保護を受けていると。そういう事例もありました。みんなして心配して、そういうことをやりました。請求書は来ているのですよ。督促状とかは入っている。しかし、恐らく市でそこ

に個別訪問には行っていないのだろうと思うのです。もう何年もこういう状態だと、同じアパートに住んでいる人たちが、そういうことをおっしゃっていましたので。

個別訪問をして、一生懸命努力しているのだということを信じて、私の質疑を終わります。

◎**収納課長（三上 透）** 先ほど畑山委員のほうから、執行停止による不納欠損と通常の不納欠損の割合について、資料が見つかりましたので、執行停止による不納欠損、3年経過したりということが要件になりますけれども、1億1700万円のうち約9200万円になっております。

◎**27番（清野 一榮委員）** 決算書31ページの、りんご売払収入の1600万円台があるのですけれども、この内訳をお知らせ願います。

◎**りんご課長（伊藤 昌一）** りんごの売払収入は、市のりんご公園で生産しているりんごを収穫体験や店頭販売、加工用りんごとして販売した際の収入となります。

内訳といたしましては、まず、もぎ取り体験、収穫体験での売上げが、20キロ箱に換算しますと585箱、金額で986万31円です。

続きまして、りんご公園内の施設、りんごの家での店頭販売が729箱、金額にして620万1965円、それから加工用に出したものが728箱ありまして、金額が54万8717円となっております。

◎**27番（清野 一榮委員）** 売払いの金額が示されましたけれども、去年、おとしでりんごがかなり高かったのですよ。市価相場に比べて販売額はどういうふうを設定して、1箱当たりどれくらいの単価で売りましたでしょうか。

◎**りんご課長（伊藤 昌一）** りんごの価格単価の設定でございますが、令和6年度におきまして価格改定を行っております。令和5年度までは、消費市場価格の平均を用いた金額で算定しておりましたが、令和6年度から、りんご生産に係る当

該年度——令和6年度の予算の額を前年度の収穫量で割って得た額を単価と用いております。この結果、もぎ取り体験で用いた金額は、手数料を含めましてキロ当たり1,000円、それから、店頭販売での価格はその半分の500円となっております。

◎**27番（清野 一榮委員）** 大変高い額ですね。

それと、今、トータルの箱数もお知らせ願いましたけれども、今、結実している面積、それから未成熟の園地はどれくらい、何ヘクタールと何ヘクタールあるか、その内訳をお知らせください。

◎**りんご課長（伊藤 昌一）** りんご公園の植栽の面積は、約4ヘクタールございます。その内訳は細かいところはないのですけれども、中には鑑賞用のりんごだったり、あと、りんごの木自体が経年で、年がたっていて、生産量に若干影響があるのではないかという指摘を受けている木もございます。反別に直しますと、10アール当たり、約51箱の収穫量となっております。

◎**委員長（外崎 勝康委員）** 清野委員、もう一回質疑してください。

◎**27番（清野 一榮委員）** 私が聞いたのは、りんごがなっている面積が何ぼ、4町歩ある、うちの苗木畑は何ぼあるか聞いているのです。

◎**りんご課長（伊藤 昌一）** すみません、細かいところ、観賞用が、面積でいきますと270平米、本数が27本ということになっておりまして、りんごの木自体は全体では約2,300本、りんご公園には植えられております。ですので、ほとんどが収穫できる木ということになるのですけれども、昨年、計画的に園地の中の改植を進めておりますので、その分については数量は、本数自体も減るのかなと考えております。

◎**27番（清野 一榮委員）** だから、そういう

面積が何ぼあって、実際今、りんごがなっているところが何ぼあるかと聞いているのだ。簡単にしゃべなが。

◎りんご課長（伊藤 昌一） すみません、細かい数字は持ち合わせでございません。後ほど資料として御提出させていただきたいと思います。

◎27番（清野 一榮委員） それで、全体とは言えないけれども、りんごがなっているところの面積からいって、反当収量は一体何ぼ上げていますか、何箱。何トンだの、何キロだのではなく、1箱当たり20キロの換算で、何箱ということでお答えください。

◎りんご課長（伊藤 昌一） 全体では2,040箱の収量と上がっております。先ほど述べさせていただきましたけれども、10アール当たり51箱というふうなことです。

◎27番（清野 一榮委員） かなり反当収量が低いですね。県の平均に比べても半分もいっていないような状態。

ただ、幾ら鑑賞用があっても、体験するところがあってもいいですけども、りんご園にはりんご園なりのきちんとした厳格な収量を確保していかなければならないと思っています。そのために、今の収量から、これからどれくらいの収量まで上げようとする、そういう目的があったら教えてください。目標があったら。

◎りんご課長（伊藤 昌一） 具体的な数量の目標というのは現在設定はしておりませんが、園内の状況は計画的に改植を進めて、訪れていただく方がりんごに触れて実際に体験をしていただけるような、そういった施設にしたいと考えております。

◎27番（清野 一榮委員） 体験させるのもよし、見せるのもよし、でも、りんご園にはりんご園のきちんとした整備をしていただきたい。

何年か前に、黒星病を見るのならりんご公園に

行けばみんな見られるよと、それぐらい黒星病を蔓延させていたときもあったのですよ。黒星病はどこに行けば見られるのか、りんご公園に行けば見られると、そういうときもあったのですよ。それ以来、防除体制はきちんとやっているらしいのですけれども。

でも、これからもりんご公園のりんご園の充実には、きちんと計画的に進めてやっていただきたい。もう1回、その目標を聞かせてください。

◎りんご課長（伊藤 昌一） これから具体的に計画をきちんと、計画的に進めてまいります。その上で、現在の収量よりも増えるような部分を目指したいと思います。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第99号に対して、御意見ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第99号令和6年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について反対し、その討論を行います。

反対理由の第1は、地方自治体に悪政を押しつける国・政府の言いなりだからです。

2款1項1目、自治体情報システムの標準化事業は、令和7年度末までに移行を終えることを目指して、データ移行準備等を実施しようとするものでした。自治体情報システムの標準化は、自治体の20業務を国が決めた仕様に統一し、カスタマイズを認めないというもの。住民サービスが後退しかねません。また、将来的にクラウドの管理運用に係る費用が、当市の財政を圧迫するのではないかと懸念が拭えません。

2款3項1目、マイナンバーカード交付事業について、国は、自治体業務を混乱させ、負担をかけるマイナンバーカードの押しつけをやめるべきです。また、国は健康保険証廃止とマイナンバーカードの一体化を強行しました。それは、オンライン資格確認システムのネットワークを介して、全国医療情報プラットフォームを構築し、データ化した医療情報を民間企業がビジネスに利用して、新たな産業基盤につなげていくことを狙っているためとされており、断じて許されません。

反対理由の第2は、県内外からの宿泊者にあまねく課税する宿泊税導入を狙うものであったからです。

7款1項3目、弘前市宿泊税検討委員会運営費は、令和7年度での宿泊税導入を目指し、宿泊税の導入目的や使途、課税対象の範囲等を検討しようとするものでした。宿泊税が導入されれば、宿泊者にとっては新たな税負担となり、特別徴収義務者となる宿泊事業者に対しては、過大な負担を強いることになることから、宿泊税導入には反対してきました。

反対理由の第3は、市民の個人情報保護対策が極めて脆弱であるからです。

2款1項4目、健康とまちのにぎわい創出事業の健康アプリ、3款2項1目、弘前子育てPR事業の子育て応援アプリの利用は、多くの個人情報が民間事業者に集積される可能性があることを指摘してきましたが、依然として、市の個人情報の取扱いは極めて脆弱です。

さらに、3款3項1目、次世代医療基盤法関連事業は、次世代医療基盤法に基づいて医療情報を提供するというもので、市民のプライバシー権を危険にさらすものだけに反対してきました。

今、必要なのは、市民の基本的権利、地方自治を踏まえたデジタル技術。デジタル手続とともに、窓口での相談など対面サービスを拡充し、住

民の多面的なニーズに応えることに軸足を置くべきです。

以上の反対理由を申し上げて、討論とします。ありがとうございました。

◎21番（蒔苗 博英委員） 私は、会派創和・公明を代表して、議案第99号令和6年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

令和6年度は、物価や光熱費の高騰が落ち着くことなく、市民にとって厳しい日常生活が続いた年でありました。

こうした中、市では、市民の生活を支えるため、国による低所得世帯等への給付に加え、交付金を活用した生活者支援として、昨年度に引き続き、弘前お米とくらし応援券を全市民に配付し、地域全体の生活基盤を下支えしてきました。

また、昨冬は短期間で大量に降る、いわゆるどか雪となり、これまでに類を見ない豪雪の影響を受けた市民の生活と命を守るため、市道や農道の除排雪経費を追加するとともに、災害救助法の適用に伴う災害ボランティアセンターの設置・運営やりんご園地における雪害拡大防止対策などについても、迅速かつ的確な判断の下、予備費の活用や計7度にわたる補正予算の編成により、全力で取り組んでいただいたものと評価しております。

さて、令和6年度の一般会計歳入歳出の決算を見ますと、歳入916億211万5000円に対し、歳出905億6217万9000円で、差引き10億3993万6000円の残額を生じており、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7億156万5000円の黒字となっています。

財政の健全性を示す指標である実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、良好な比率を維持しております。

基金現在高については、昨年度より減となって

いますが、物価高騰や人件費の上昇、災害対応といった財政出動が増加する中であっても、市民生活を守るためにしっかりと対応した結果であると受け止めております。

以上、申し上げましたこと及びこれまでの決算審査の状況から判断しますと、令和6年度一般会計予算の執行は、財政の健全性に留意しつつ、市民サービスの維持・向上を図るために効果的・効率的に行われたものと思われ、各款にわたり、計上予算の目的に沿って、誠実かつ適切に予算を執行したものと判断されるところであります。

よって、議案第99号については、認定することに賛成するものであります。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第100号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（佐伯 尚幸） 議案第100号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

178ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入歳出とも187億8828万7252円で、歳入歳出差引残額はございません。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、189ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額3億11万7000円に対しまして、支出済額が2億9495万985円で、516万6015円の不用額であります。

190ページをお開き願います。

2 項徴収費は、予算現額3482万2000円に対しまして、支出済額は2717万928円で、765万1072円の不用額であります。

191ページをお開き願います。

3 項運営協議会費は、予算現額42万1000円に対しまして、支出済額は23万6188円で、18万4812円の不用額であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、予算現額114億9981万5890円に対しまして、支出済額は107億9016万1887円で、7億965万4003円の不用額であります。

192ページをお開き願います。

2 項高額療養費は、予算現額19億4465万9000円に対しまして、支出済額は17億6166万9378円で、1億8298万9622円の不用額であります。

193ページをお開き願います。

3 項移送費は、予算現額13万2110円に対しまして、支出済額は同額で不用額はございません。

4 項出産育児諸費は、予算現額3901万7000円に対しまして、支出済額は3300万5690円で、601万1310円の不用額であります。

5 項葬祭諸費は、予算現額1680万円に対しまして、支出済額は1365万円で、315万円の不用額であります。

6 項傷病手当金は、予算現額35万4000円に対しまして、支出済額はございません。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費

分は、予算現額34億177万3000円に対しまして、支出済額は34億177万2505円で、495円の不用額であります。

194ページをお開き願います。

2 項後期高齢者支援金等分は、予算現額12億3450万2000円に対しまして、支出済額は12億3450万1825円で、175円の不用額であります。

3 項介護納付金分は、予算現額5億1849万6000円に対しまして、支出済額は5億1849万5986円で、14円の不用額であります。

4 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、予算現額1億5137万9000円に対しまして、支出済額は1億3981万8378円で、1156万622円の不用額であります。

195ページをお開き願います。

2 項保健事業費は、予算現額9292万9000円に対しまして、支出済額は7301万8445円で、1991万555円の不用額であります。

196ページをお開き願います。

5 款 1 項基金積立金は、予算現額7億7400万6000円に対しまして、支出済額は4億3726万2523円で、3億3674万3477円の不用額であります。

6 款 1 項公債費は、予算現額30万円に対しまして、支出済額は2,745円で、29万7255円の不用額であります。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額7778万7000円に対しまして、支出済額は6243万7679円で、1534万9321円の不用額であります。

197ページをお開き願います。

8 款 1 項予備費は、予算現額1000万円に対しまして、充用額はございません。

次に、歳入について御説明申し上げますので、184ページにお戻り願います。

1 款 1 項国民健康保険料は、予算現額31億3895

万5000円に対しまして、収入済額は34億5488万6411円であります。

185ページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額27万3000円に対しまして、収入済額は2万1640円であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金は、予算現額1124万円に対しまして、収入済額は1135万8000円であります。

4 款県支出金 1 項県補助金は、予算現額139億2330万7000円に対しまして、収入済額は129億8736万3454円であります。

186ページをお開き願います。

5 款財産収入 1 項財産運用収入は、予算現額6万8000円に対しまして、収入済額は6万8697円あります。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額17億6671万3000円に対しまして、収入済額は17億3629万2181円あります。

2 項基金繰入金は、予算現額7億4350万5000円に対しまして、収入済額は9448万6598円あります。

7 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額1867万5000円に対しまして、収入済額は1092万1060円あります。

187ページをお開き願います。

2 項雑入は、予算現額5738万1000円に対しまして、収入済額は5569万5385円あります。

188ページをお開き願います。

8 款 1 項繰越金は、予算現額4億3719万3000円に対しまして、収入済額は4億3719万3826円あります。

説明は、以上です。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） 私のほうから、高額療養費について質疑させていただきたいのですが、場所が2款2項1目で、決算書では192ページに当たります。説明書では251ページになります。

この部分に関しては、説明書でも、令和6年度の件数等は記載されてはいたのですが、この利用状況について、近年の申請件数、または支給総額の推移という状況の詳細について、もう少し具体的に伺えますでしょうか。

◎国保年金課長（相馬 延承） 本市における高額療養費制度の利用状況についてですが、高額療養費は、医療機関等を受診した際に保険適用となる診療部分について、本人が負担すべき2割や3割の額が、国で定めた1か月単位での所得に応じた限度額を超えたものを指すこととなります。限度額が幾らであるかという適用の認定書を事前に出したり、現在であればマイナ保険証を提示することで、幾らの限度額かというのは医療機関がわかりますので、それ以上窓口で取らないという対応をして、費用をこちらに請求する現物給付というものと、その状況がわかりませんので、2割、3割の部分を取った上で、それを申請して戻すという形の償還払いという二つの種類になってございます。

その二つを合計したものを御説明しますと、令和4年度で、両方を合わせた申請件数は2万3168件で16億4287万6442円、そのうち償還払い、申請して戻るのが9,211件、1億1284万2252円で、全体の約40%の件数となっております。

5年度は、2万6348件、17億6753万2544円で、そのうち償還払いになったものの申請が1万2006件、金額は1億3456万1058円で、全体の約46%の申請件数となっております。

令和6年度は、記載がありますとおり、2万5782

件に対して17億5746万5652円で、そのうち償還払いは1万1523件で、額としては1億3646万5689円となっております。

実際には、被保険者数がどんどん高期高齢者に移っていくので、減っていく状況にはなるのですが、令和5年度に新型コロナウイルスが5類に移行したことによって、それまで緊急性は高くないのだけれども、入院、治療したほうがいいというものを控えていた方が、5類明けに増えたことによって、非常に5年度の入院件数が増えたので、5年度が4年度と比べて大きく、1億2500万円の増になっていて、6年度もその傾向がまだ若干続いているので、4年度までは減っていないという状況になってございます。

◎1番（須藤 江利加委員） 時間が少ないので端的に言いますが、制度の周知の状況について私は知りたくて、というのも先ほど償還払いの話もされていましたが、知らずに、後から申請等を出して、お金を自分で実費で払ってから申請でお金返ってくるようなシステムもあるのはあるのですが、病気になったときに高額なお金が、手術とかがんになったりとか、いろいろかかってくるものになるので、使うときに非常に精神面のストレスが大きいと思うのです。私も実際に使ったことがありますので、手術とかでも制度があるというのを病院で提示していただけることが多いので、案内としてはいいのですが、知らないでいる人というのが漏れてしまうのが非常にまずいなと思っているのですが、この周知状況というのは、市でどのようにやっているのか、あと、申請手続に対する課題とか改善に向けた取組というのは、何かあるのであればお答えください。

◎国保年金課長（相馬 延承） 高額療養費制度の周知に関しましては、国保に加入した際に、資格確認書だったり、以前であれば被保険者証を送るときに、国保のしおりというものを、国保の制

度を説明したものを同封してございますし、年に1回、8月1日の広報ひろさきと同時配付のこくは特集号というものを毎戸配付させていただいてまして、その中にも記載してございますし、ホームページのほうにも開くと実際プリントアウトできるような説明のPDFがついているなどという形で対応させていただいております。

あと、病院のほうでもお話しいただいて、入院の多いところであれば、そういう説明をしていただいていると思いますが、実際には、高額に該当する人で申請していませんということに対して、こちらから案内を出す形で、2年という時効がございますので、その前に申請いただくように促す対応をさせていただきます。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます。

最後に要望等で終わらせてもらいますが、国保でそのようにいろいろPDFとかしおりとか、様々な場面で周知のことをやったださるのでしょうけれども、病気になったときにこれがそれに適用するものだというのが分かりづらいと思いますので、ぜひその部分をもっと広く周知できるような仕組みを整えていただければと思います。

◎委員長(外崎 勝康委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次会派を指名いたします。

なお、弘前さくら未来の持ち時間は満了となっております。

まず、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、議案第101号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長(佐伯 尚幸) 議案第101号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

198ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が26億4193万595円、歳出が25億6147万4452円で、歳入歳出差引残額は8045万6143円であり、この残額は翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますの

で、206ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額4317万5000円に対しまして、支出済額は4131万1972円で、186万3028円の不用額であります。

2 項徴収費は、予算現額1208万8000円に対しまして、支出済額は1013万6301円で、195万1699円の不用額であります。

207ページをお開き願います。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額25億800万8000円に対しまして、支出済額は25億594万376円で、206万7624円の不用額であります。

3 款 1 項公債費は、予算現額3万円に対しまして、支出済額は333円で、2万9667円の不用額であります。

4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額651万1000円に対しまして、支出済額は408万5470円で、242万5530円の不用額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、204ページにお戻り願います。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、予算現額17億3263万3000円に対しまして、収入済額は18億1100万7029円であります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額15万円に対しまして、収入済額は210円あります。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額7億6776万1000円に対しまして、収入済額は7億6262万8777円あります。

4 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額49万4000円に対しまして、収入済額は32万9200円あります。

2 項償還金及び還付加算金は、予算現額651万1000円に対しまして、収入済額は426万5470円あります。

205ページをお開き願います。

3 項雑入は、予算現額3万6000円に対しまして、収入済額は147万3139円あります。

5 款 1 項繰越金は、予算現額6222万7000円に対しまして、収入済額は6222万6770円あります。

説明は、以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第102号令和6年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋田 美織） 議案第102号令和6年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

208ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が210億9674万8543円、歳出が203億1703万77円で、歳入歳出差引残額は7億7971万8466円であり、この残額は翌年度へ繰越

ししております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、219ページを御覧願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額 4 億4858万円に対しまして、支出済額が 4 億1933万6256円で、2924万3744円の不用額であります。

220ページを御覧願います。

2 項徴収費は、予算現額1482万5000円に対しまして、支出済額が1391万962円で、91万4038円の不用額であります。

3 項介護認定審査会費は、予算現額5608万6000円に対しまして、支出済額が5608万6000円で、不用額はございません。

2 款 1 項保険給付費は、予算現額190億4783万1000円に対しまして、支出済額が177億5460万4505円で、12億9322万6495円の不用額であります。

221ページを御覧願います。

3 款 1 項地域支援事業費は、予算現額11億1141万2000円に対しまして、支出済額が 9 億7515万2929円で、1 億3625万9071円の不用額であります。

224ページを御覧願います。

4 款 1 項基金積立金は、予算現額 6 億6994万8000円に対しまして、支出済額が 6 億6994万7149円で、851円の不用額であります。

5 款 1 項公債費は、予算現額100万円に対しまして、支出済額が6,095円で、99万3905円の不用額であります。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額 4 億2905万1505円に対しまして、支出済額が 4 億2798万6181円で、106万5324円の不用額であります。

225ページを御覧願います。

7 款 1 項予備費は、予算超過の支出に充てたものであり、当初予算額1000万円のうち184万505円

を充用し、815万9495円の不用額となっております。充用した科目及び金額は、備考欄に記載のとおりであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、214ページにお戻り願います。

1 款保険料 1 項介護保険料は、予算現額38億9290万4000円に対しまして、収入済額は39億8794万5897円であります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額 3 万5000円に対しまして、収入済額は1,960円であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、予算現額35億1299万1000円に対しまして、収入済額は34億4448万5100円であります。

2 項国庫補助金は、予算現額17億6251万6000円に対しまして、収入済額は16億7025万4065円であります。

215ページを御覧願います。

4 款 1 項支払基金交付金は、予算現額53億6159万5000円に対しまして、収入済額は50億7814万9000円であります。

216ページを御覧願います。

5 款県支出金 1 項県負担金は、予算現額26億7755万2000円に対しまして、収入済額は26億3211万9319円であります。

2 項県補助金は、予算現額 2 億1490万円に対しまして、収入済額は 1 億9605万2412円であります。

6 款財産収入 1 項財産運用収入は、予算現額 2 万2000円に対しまして、収入済額は 2 万1251円であります。

217ページを御覧願います。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額32億6788万4000円に対しまして、収入済額は29億9055万5536円であります。

2 項基金繰入金は、予算現額 4 億1363万円に対

しまして、収入済額は4億1363万636円であり
ます。

8款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予
算現額40万円に対しまして、収入済額は32万8060
円であります。

2項雑入は、予算現額806万1000円に対しまし
て、収入済額は880万2409円であります。

218ページを御覧願います。

9款1項繰越金は、予算現額6億7440万3000円
に対しまして、収入済額は6億7440万2898円であ
ります。

以上で、説明を終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対しては、
質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、
これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、
これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありま
せんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対しては御
異議がありますので、起立により採決いたしま
す。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 起立多数でありま
す。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしまし

た。

◎委員長（外崎 勝康委員） 議案第103号令和
6年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の
認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第103号令
和6年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算
の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしま
すので、令和6年度弘前市水道事業会計決算書の
9ページをお開き願います。

令和6年度の未処分利益剰余金は5億1376
万6649円であり、うち1億7517万7606円は起債の
償還に充てるため、減債積立金へ積立てするもの
であり、また、3億3858万9043円は自己資本造成
のため、資本金へ組入れしようとするものであり
ます。

次に、令和6年度の業務量について御説明いた
しますので、21ページをお開き願います。

水道事業の業務量の主なものとして、年間総配
水量は1872万4095立方メートル、有収率は86.25
%、給水人口は15万4975人、普及率は98.09%、
給水戸数は7万5077戸となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いた
しますので、1ページ、2ページにお戻り願いま
す。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は43
億8197万2214円、支出決算額は37億801万2637円
となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願
います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は42
億5756万6642円、支出決算額は69億5305万4378円
で、収支差引き不足額は表の下の欄外に記載のと
おり、損益勘定留保資金などで補填しておりま

す。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和6年度は、6ページに記載のとおり1億7517万7606円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和6年度の水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案につきましては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 最後に、議案第104号令和6年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第104号令和6年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、令和6年度弘前市下水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和6年度の未処分利益剰余金は3億531万9734円であり、うち7634万4994円は起債の償還に充てるため、減債積立金に積立てするものであり、また、2億2897万4740円は自己資本造成のため、資本金へ組入れしようとするものであります。

次に、令和6年度の業務量について御説明いたしますので、26ページをお開き願います。

下水道事業の業務量の主なものとして、年間総処理水量は2123万5400立方メートル、有収率は81.99%、処理区域内人口は15万4391人、普及率は97.72%、水洗化人口は14万1835人、水洗化率は91.87%となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は54億177万2937円、支出決算額は52億6892万7132円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は26億6887万2487円、支出決算額は41億7748万2805円で、収支差引き不足額は表の下の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和6年度は6ページに記載のとおり、7634万4994円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和6年度の下水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対しては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎17番（千葉 浩規委員） 5ページと29ページ、流域下水道維持管理負担金についてです。

29ページの表を見ると、その負担金が令和5年度との対比で、令和6年度は約2800万円減少していますが、その理由について答弁を願います。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 岩木川流域下水道事業の維持管理負担金についてお答えいたします。

まず、岩木川流域下水道は、岩木川流域の8市町村の公共下水道からの汚水及び津軽広域連合の津軽広域クリーンセンターからのし尿等処理水を受入処理しておる事業でございます。

事業費が減少している理由ですが、当初予定していた維持管理に係る修繕工事が実施できなかったことや、浄化センターへの流入下水量が減少したことにより、維持管理に要する事業費が減少したものと考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） 減少した理由として、流入下水量が減少したということだったのですけれども、そうすると、今、人口減少が進んでいる中で、この維持管理負担金は今後、減少していくものなのでしょうか、答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 維持管理負担金の今後の推移についてでございますけれども、現在、節水型機器の普及や人口減少及び高齢

化世帯の増加により、流入下水量は減少傾向となる予想であると考えられております。

下水道施設に関する修繕費は、昨今の物価高騰により上昇すると予想されているため、維持管理負担金は増加傾向になっていくものと考えております。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

なお、日本共産党の持ち時間は満了となっております。

まず、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎25番（佐藤 哲委員） 5ページについて伺います。

他会計補助金について説明願います。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 他会計補助金についてでございますけれども、これは一般会計からの繰入金として認められているものでございまして、代表的なものとしては、児童手当の負担金などがございます。

◎25番（佐藤 哲委員） 実はそれが聞きたかったのです。

全国的に見ても、下水道の場合は特に、人口がどんどん減ってくる、それに収入が伴わない、老朽管が出てくる、これの補修をしなくてははいけません。弘前市みたいに早くからやっているところは、特にそれが顕著に出てくるわけです。

この一般会計からの繰入金といいますか、例えば、先般も4款で質疑いたしましたけれども、水

道もあるわけですよ。これから先、一般会計から
どんどん繰り入れてこないことにはパンクしてしま
う、会計自体が持ちこたえられなくなってしま
う、そういう懸念があるわけです。全国的に見て
も、はっきりと一般会計からばんばん入れている
自治体もあります。

弘前市の場合、どのぐらいまでやっていく必要
があるのかなと、気になっているわけです。実際
に相当な累積の赤字があるわけです、60億円です
か。そうすると、一般会計から持ち出しせざるを
得ない。どの辺まで毎年、一般会計からの持ち出
しといいますか、国の法律的に、この辺まではい
いよという数字があるかもしれませんが、
一般会計からの持ち出しは、どのぐらいまで認め
られると考えるてよろしいわけですか。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 一般会計
からの繰り出しについてでございますが、具体的
に幾らまでというふうなものは、国でも特に決ま
りはありません。ただ、総務省で決めているのは、
あくまで一般会計で負担するべきもの、例え
ば下水道に関して言えば、雨水処理の負担金、こ
れは一般家庭から出る水ではなくて、雨水が下水
道のほうに入っていきます。ですので、これは下
水道を使用する方の利用料金に基づいて負担する
ものではなく、税金で負担されるものと考えられ
ております。

また、水道事業及び下水道事業に関して言え
ば、これは受益者負担の原則がございまして、下
水道の汚水処理に関する部分に関しては、これは
利用される方の負担に基づくものが原則となっ
ております。

そのために、これから、確かに下水道の事業経
営に当たって困難なことも予想はされております
が、かといって、利用者の負担軽減のために、一
般会計からの繰り出しが行われるかということに
関しては、慎重に検討せざるを得ないと考えてお

ります。

◎25番（佐藤 哲委員） 本当は前の上水道の
ところでも質疑すればよかったですのですが、時間
の関係で割愛しましたけれども、市民は、水道料
金が増えるということに物すごく抵抗感があるし、
それから、下水道の料金が増えるということに対
しても物すごく抵抗感を持っているわけです。話
を聞くと、何であんなに上げねばまねだっけと
なるわけですがけれども。このことを頭に入れな
がら値上げというものをしていかななくてはいい
ないし、一般会計からの繰り出しというの、その
辺の市民の負担を抑えるという、これも頭に入れ
ながらやっていく必要があるのだろうと思ってい
ますけれども、これについて意見はございませ
んか。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 利用料金
等の値上げについてでございますけれども、確か
に我々、今年の5月から新しい料金で徴収させ
ていただいております。ただ、これも二、三年を前
提とした値上げでございまして、この後、料金
の見直しを令和10年、令和13年と予定してあり
ます。その際には、今、佐藤委員がおっしゃっ
たような意見を踏まえて、どのように値上げして
いくべきか、一般の家庭に対しての負担が急激
に増えることがないように検討してまいりたい
と思っております。

◎25番（佐藤 哲委員） 5月4日付の陸奥新
報ですけれども、大規模災害などで料金収入が
得られない状況でも、事業を継続できるような
資金、補填財源を確保する必要があるが、現行
の料金のままでは水道事業は2029年度、下水
道事業では2025年度に不足する見込みとなっ
ている記事がございまして。

ですから、この辺については、相当料金を上
げざるを得なくなったということについて、慎
重に、また、一般会計からの繰り出しというものを

考えていかなければならないということを申し上げて終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 2時56分 散会〕

委員長 外 崎 勝 康